

官報號外

昭和三十三年四月四日

國第二十六回
會衆議院會議錄 第二十五號(その一)

卷之三

議事日程 第二十号

嘉慶十三年四月

中小企業信用

(内函提出)

第二 中小企業信用保険公庫法の

関する法律案(内閣提出)

第三章 盲学校、ろう学校及び養護学校

学校の就学奨励は開てゐる法律

提出

第四 義務教育諸學校施設費國庫

負擔法案(内閣提出)

する法律案(内閣提出第九二号)

第六 たばこ専究法の一部を改正

支那法律案（内閣提出第一号）

第二十一講 年租合規案（第二二）

十六回国会、竹山祐太郎君外三

十五名擬生

第三回 水滸總目錄
○手金受賄者)之列の時間措置

法等の規定による年金の額の改

定に関する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

昭和三十三年四月四日 衆議院会議録第一十五号(その一) 北海道開発庁設置法案外二案撤回の件

○議長（益谷秀次君） これより会議を開きます。

北海道開発庁設置法案（第二十四回国会内閣提出）及び北海道開発庁設置法施行法案（第二十四回国会内閣提出）撤回の件

○議長（益谷秀次君） お詫びいたします。内閣から北海道開発庁設置法案及び北海道開発庁設置法施行法案の両案を撤回したいとの申し出があります。これを承諾するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（益谷秀次君） この際、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。よって、両案の撤回を承諾するに決しました。

○議長（益谷秀次君） この際、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。國務大臣郡祐一君。

〔國務大臣郡祐一君登壇〕

○國務大臣（郡祐一君） 公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、選挙の方法を最近における町村合併の実情に即して改めること、衆議院議員との他の選挙につき参議院議員の選挙方法の改正に伴い選挙の管理執行に関する規定について合理化をはかることの三点を中心として、公職選挙法に必要な改正を加えようとするものであります。

○議長（益谷秀次君） 御承知のように、内閣から北海道開発庁設置法案及び北海道開発庁設置法施行法案の両案を撤回したいとの申し出があります。これを承諾するに御異議ありませんか。

区画定の基礎的単位とすることができなくなりました。そこで、選挙制度調査会の答申に沿って、人口が議員一人当たりの人口の半数にも達しない郡市はこれを独立の選挙区とするのを認めないものとするとともに、いわゆる飛び地またはこれに類似する状況にある郡については、それぞれの地区を独立の郡の区域とみなして選挙区画定の単位とする等、郡市の区域をもつて都道府県議会議員の選挙区とする原則に若干の例外的措置を認めることとしたのであります。なお、同じく町村合併の結果町村の規模が拡大されたことにかんがみまして、不在者投票の事由及び町村の選挙の選挙運動に因し、新たに運動用はがきの使用を認め、ポスターの枚数を増加し、町村長の選挙に小型自動車等の使用を認める等、規定を合理化することといたしました。

第二に、衆議院議員その他の選挙に関する参議院議員の選挙方法の改正に伴う規定の整備であります。政党政治のもと、政策を中心とする政党活動、また、国民のこれに対する批判は常時活発に行われておりますし、一面、近時における交通、宣伝等、選挙運動手段の発達の状況にもかんがみまして、この際、衆議院議員の選挙運動期間を、必要にして十分である二十日に短縮することといたしました。これとともに、選挙運動用はがき及びポスターの枚数をそれぞれ五割及び六割増加することといたしました。これは過般の

昭和三十二年四月四日 衆議院会議録第二十五号(その一)

参議院議員の選舉運動方法の改正とともに照応するものであります。地方公共団体の選舉につきましては、運動期間は、すでにこの前改正いたしておりますので、はがき及びポスターの枚数を増

○議長(全谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に対し、質疑の通告があります。これを許します。井堀繁雄君。
〔井堀繁雄君登壇〕
○井堀繁雄君 私は、日本社会党を代

かすることにいたしました。
第三に、選挙の管理及び執行等の合理化に関する事項であります。すなわち、立会演説会における演説順序の決定方法を合理化するとともに、演説会

表して、たたいま議題になりました公職選挙法の一部を改正する法律案に関するいたしまして、岸総理並びに大蔵、法務、自治庁の各國務大臣に対して質問をいたしたいと存じます。

ことは、その手続自体に非常な不合理があるということを指摘し、政府はこれに対するいかなる見解をお持ちになりますかを明らかにしていただきたいと思うのであります。

任期は、法律に基きまするならば、ま
多くの時日を残しておるのであります
けれども、要するに、世論に伝へられて
おりまする選挙の時期は解散とともに
に考えなければならぬのであります。

やさかではありません。しかし、の理由をあげるにおきましては、次ことを明確にしなければならぬと思
ます。

場における秩序保持に関する規則を整備し、選舉管理委員会における異議の申し立てまたは訴願の審理の適正を期するため証人喚問の制度を設け、また、二以上の選挙を同時に行う場合における投票及び開票の順序を明確にする等の措置を講ずることといたしたのであります。なお、現在、指定都市以外の市及び町村の選舉管理委員会は委員の定数三人とされており、しかも、その全員が出席しなければ会議を開くことができないものとされておりますため、委員会の運営上種々不便がありますので、今回委員会の権限を整備することとされたのに伴い、この法律案の附則において地方自治法の一部を改正し、その定数を四人とすることとしたしております。

第一に、政府が選挙法の改正をなさんとしたその意図について、ぜひただしておきたいと思うのであります。公職選挙法の改正は、申すまでもなく、主権在民の憲法のもとにありますする日本にありますては、国家、国民にとつてきわめて重大なる問題と申さなければならぬのです。選挙法を、軽々に、一党一派や、あるいは主権者である国民の審判を受ける側にある者が、これをいたずらに改正すべからぬものでないことは、今さら申しますであります。しかも、本国会は、会期も余すところわずかとなつておるのであります。かく押し詰まつて参りました今日、かかる重要法案を唐突として提案されました政府の意図が那辺にあるかを、私どもは国民とともに強い疑いを持つておるのであります。一体、政府は、この国会の短かい会期中に、かかる重要な法案を十分に審議せしめる時間的操縦をどのようにお考えになるとおるか、また、この法案の性質から申し上げますならば当然公聴会を開くべき事柄でありまして、その措置をとる時間的余裕が果してあるか、また、これに対する政府の措置はいかなるものであるかを明確にしていただきたいと思うのであります。申すまでも

元来、公職選挙法は、選挙に関する基本法でありますのみならず、民主政治のもとにおきましては、主権者たる国民の公器である。それを、従来、選挙のたびごとに、また選挙の種類によっては、とかく軽々に選挙法を改正しよとするくらいが多かつたのであります。私は、かかる行為は、公職選挙の基本法でありますする本法の法律の権威を傷つけるのみでなく、その内容などにつきましても、よほど慎重でなければならぬと思うのであります。これは民主政治に深い理解を持つ人々の大きな憂いとなつておるところでありまして、われわれ民主政治の理想を追求せんといいたします者にとりましては、嚴にその態度を戒めなければならぬと思うのであります。ことに、今回提案されました法律案の内容を拝見いたしましたと、いかにも、その内容が、現議員の立場を有利に導き、反対に、多くの自由にしてかつ積極的に民主議会に出ようとする多くの新人のために非常な圧力となるべき内容のものが盛られておる点については、われわれはまことに遺憾とするものであります。この点に対しまして、総理大臣の見解をお尋ねいたしました。

理大臣といたしましては、かかる法安否を提案する限りにおいては、その解説ある程分明確にして本案を提出し、あるいは提案の理由に明らかにすべきものであると思うのであります。巷間伝えるところによりますと、五月十四日の日曜を投票の日途に解散を断行されるものではないかと聞き及ぶのであります。かかる世論が台頭ってきておるということは、申すまでもなく、一国の総理であります岸総理大臣のその責任を非難する声と私は見るべきであります。ですが、この非難にこたえて、明確な態度をこの機会に打ち出すべきものではないかと思うのであります。この点に対する総理の率直なる御見解を承わっておきたいと思います。

次に、第二の問題は改正案の内容であります。詳細はいづれ委員会において論議を尽したいと思うのであります。重要な思われる点を一、二に一ぱりましてお尋ねをいたしてみたいと思います。

それは、この法案の一番大きな影響力を持つつと思いまるのは、選挙運動期間を衆議院の場合に限つて二十五日から二十日間に短縮いたしておる点で

ございません選挙法の目的は選挙受ける、すなわち被選挙者の立場でなくして、有権者である主権者の立場から自由にして公正なる意思の表明がわれ、言いかえれば、候補者の人物とその立場が保障されなければならることになりますから、もし二十日以内にして、衆議院議員の選挙に当りまして、有権者のその目的が達せられまるような措置が同時に講じられて、それが国民にうなずかれる内容備えてこそ、この短縮に対する主張が合理化されてくると私は思うのであります。残念ながら、ただいまの提案理由や、あるいは政府の提案されおりまするいろいろな参考資料の上から、そのみじんも感じ取ることができないのみならず、反対に、そのことは選挙人の自由を奪うのみではなくて、それはきわめて短期のうちに公正なる選挙を行おうといふのではなく、公明選挙の実を上げるというものとはよほどの遠い、身勝手な議員の主張が盛り込まれておるやに一般的の疑いを擡げているのでありますて、このことは、民主議会の名譽の上からも、私は明確にする必要があると思うのであります。

公職選挙法の一部を改正する法律
案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

はかかる重要な法案を十分に審議せしめる時間的機会をどのようにお考えになつておるか、また、この法案の性質から申し上げますならば、当然公聴会を開くべき事柄でありまして、その措置をとる時間的余裕が果してあるか、また、これに対する政府の措置はいかなるものであるかを明確にしていただきたいと思うのであります。申すまでも

かにも、その内容が政黨の立場を有利に導き、反対に多くの自由にして多くの新人のために非常な圧力となるべき内容のものが盛られておる点については、われわれはまことに遺憾とす るものであります。この点に対しまして、総理大臣の見解をお尋ねいたし ておきたいと思います。

あります。詳細はいすれ委員会において論議を尽したいと思うのでありまするが、重要な点を一、二に一ぱりましてお尋ねをいたしてみたいと思います。

は選挙人の自由を奪うのみではなく、それで、それはきわめて短期のうちに公正なる選挙を行うというのではなく、公然選挙の実を上げるといふものとはむしろ藏の遠い、身勝手な議員の主張が盛り込まれておるやに一般の疑いを呼びかけているのであります。このことは、民主議会の名譽の上からも、私は明確にする必要があると思うのであります。

細繁雄君の質疑

四三八

ます。もしこの点についてしからずと
いう主張がありまするならば、この機
会に具体的にいたしていただきたいと
思います。

その次は、選挙法の第一条の精神に
ついて、この際、総理大臣並びに自治
府長官に明確な御見解を述べていただ
こうと思うのであります。説明いたし
まするまでもなく、第一条に明らかに
しておられます精神は、有権者の自由な
意思が表明されたためのあらゆる
便宜なる措置をこの法律は命じてお
り、また、第一百五十三条の四項には、
これを具体的に言い表わしております
す。すなわち、立会演説会の開催は事
情の許す限り回数を多くするように努
めなければならぬということを命じて
おるのであります。ところが、二十日
間に一二十五日を五日間圧縮いたし
ますことによって、私は、このことを
おるのであります。この際明ら
かなわら、反動的な傾向を持つ改正であ
るといわれましても、返す言葉がない
と思うのであります。この選挙法の精
神にこの改正は相反するのではないか
と思うのでありますするが、しからずと
するならば、そうでない具体的な事実
を、自治府長官において、この際明ら
かにさるべき義務があると思うのであ
ります。

次に、この改正の中では選挙の管理あ
るいはその執行を合理化せんとする意
図がありまする点については、われわ
れも賛意を表するところであります。
しかし、残念ながら、その中身は全く
空虚なものでありますて、わざかに法
文や規定を整備し、取り立てて申し上
げまするならば、選管が証人を喚問す
る制度を設けたのと、町村の選挙管理

委員の三名の定員を四名に改めたと
いう程度にしかすぎぬのであります。
いわば、この機会に具体的にいたして
おきたいと思います。

その次は、選挙法の第一条の精神に
ついて、この際、総理大臣並びに自治
府長官に明確な御見解を述べていただ
こうと思うのであります。説明いたし
まするまでもなく、第一条に明らかに
しておられます精神は、有権者の自由な
意思が表明されたためのあらゆる
便宜なる措置をこの法律は命じてお
り、また、第一百五十三条の四項には、
これを具体的に言い表わしております
す。すなわち、立会演説会の開催は事
情の許す限り回数を多くするように努
めなければならぬということを命じて
おるのであります。この際明ら
かなわら、反動的な傾向を持つ改正であ
るといわれましても、返す言葉がない
と思うのであります。この選挙法の精
神にこの改正は相反するのではないか
と思うのでありますするが、しからずと
するならば、そうでない具体的な事実
を、自治府長官において、この際明ら
かにさるべき義務があると思うのであ
ります。

この点について、自治府長官に
は、やや具体的な事実を列挙いたしま
して、この機会に御答弁を願つておき
たいと思います。

それは、現行公職選挙法によります
る、公職の選挙といふものは、選管管
理委員会をあらゆる権力から独立せし
め、あらゆる権力から干渉を受けない
自由なる立場における選挙管理委員会
が選挙を執行し、管理をするという
ところに、選挙法の面目躍如たるもの
あるわけであります。ところが、現実
の面におきましては、その組織や機能
といふものを拘束するのみならず、圧
力をすら加えて、その自由を奪つてお
るのではないかと、それぞの専門家
の間において批判が行われております
す。この非難を排除する意味からも、
政府より、この際次の事柄について
明確な御答弁をいたしておきたいと
思います。すなわち、今日の選挙管理
委員会といふものは、一応形の上では
民主的手段をして選び、その人選につ
いても法律はそれを厳正公平で、い
ずれも選管が証人を喚問す
ることを規定しておるのであります

昭和三十三年四月四日 衆議院会議録第二十五号(その一) 公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する井垣繁雄君の質疑

が、人間の社会でありまするから、必
ずしも理想通りいかぬといったしまして
も、この点にも多くの改善と政府の責
任を私は問うものがたくさんあると思
いますが、この点に対して政府は反省
する余地はないか。

次に、選挙管理委員会の独立を形式
的に法律が許しましても、その実質
は、わざかに選挙管理委員が名譽職的
な態度をもつてこれを実行に移そらと
すれば、十分分明選挙の実を上げる余
地が残されておると思うのであります
が、この点に対する総理並びに自治
府長官の見解をお尋ねいたしておきた
いと思います。

この点について、自治府長官に
は、やや具体的な事実を列挙いたしま
して、この機会に御答弁を願つておき
たいと思います。

それは、現行公職選挙法によります
る、公職の選挙といふものは、選管管
理委員会をあらゆる権力から独立せし
め、あらゆる権力から干渉を受けない
自由なる立場における選挙管理委員会
が選挙を執行し、管理をするといふ
ことでございましょうか。これを設置す
る意圖が総理にあるかどうか。

第二の問題は、これと並んで書記の
専任制が実施されなければならぬ
のであります。一人の書記も持たない
選挙管理委員会が、こんな重要な事務
を、また重要な事項を管理するといふ
ことは、不可能に近いことであります
。この点を、私は、ぜひ充実しなけ
れば、選挙の公明化をはかるといいま
しても、しょせんは木によつて魚を求
める結果になると思うのであります。

第三の問題は、やや具体的に不合理
が指摘されておりまする問題であります
。それは、地方の選挙管理委員会の
委員の人選並びにその実態であります
。御存じのように、公選の知事、あ
るいは市町村の首長、これらの選挙
管理委員会の独立をそこなうものとい
ふか、その弱体化をするがごとき内容の
ものであります。これらを改め

て、選挙管理に廻する事項といふもの
は自治法から公職選挙法に移さるべき
ものであると思ひます。そういう
ことについてお考へがございましたな
らば、この際明らかにしていただきた
いと思うであります。

以上、七点をあげておきましたが、
こういう点は、何も法律改正を行わな
くても、行政的な措置もしくは政府の
運営を合理化するという責任の範囲内
においてなし得ることであります。こ
れをやむを得ることを行わないで、先
づき助役や収入役が選挙管理委員になつ
ておると、知事のもとに任免され
ますと、この副知事でありますと
思ふが、あるいは部長がその任にあり、あ
るいは首長のもとに指揮命令に従うべ
きと想ひます。

次に、選挙管理委員会の独立を形式
的に法律が許しましても、その実質
は、わざかに選挙管理委員が名譽職的
な態度をもつてこれを実行しようとする
のであります。これで、これに地位を与える
には、実質を与えるには、私は、ます
ます第一に、選挙管理委員会に専属する事
務局を設置しなければならぬと思うの
であります。その設置を今日まで政
府は怠つておるのみならず、たびたび
拒否しておりますのは、いかなる理
由でございましょうか。これを設置す
る意圖が総理にあるかどうか。

次に、いずれも、こういう委員会が
あります。その予算権は、その選挙
の管理を受ける側の知事や市町村長
が、その自治予算の中からわざかに割
りあいませんか。

次に、いずれも、こういう委員会が
あります。その予算権は、その選挙
の管理を受ける側の知事や市町村長
が、その自治予算の中からわざかに割
りあいませんか。

以上、七点をあげておきましたが、
こういう点は、何も法律改正を行わな
くても、行政的な措置もしくは政府の
運営を合理化するという責任の範囲内
においてなし得ることであります。こ
れをやむを得ることを行わないで、先
づき助役や収入役が選挙管理委員になつ
ておると、知事のもとに任免され
ますと、この副知事でありますと
思ふが、あるいは部長がその任にあり、あ
るいは首長のもとに指揮命令に従うべ
きと想ひます。

以上、七点をあげておきましたが、
こういう点は、何も法律改正を行わな
くても、行政的な措置もしくは政府の
運営を合理化するという責任の範囲内
においてなし得ることであります。こ
れをやむを得ることを行わないで、先
づき助役や収入役が選挙管理委員になつ
ておると、知事のもとに任免され
ますと、この副知事でありますと
思ふが、あるいは部長がその任にあり、あ
るいは首長のもとに指揮命令に従うべ
きと想ひます。

昭和十三年四月四日 衆議院会議録第二十五号(その一) 公職選挙法の一
におきましては、どうしても選挙法に規定されておりまする違法行為だけは厳正公平に取り締まなければならぬと思うのであります。ところが、最近、解散を見越してか、猛烈な事前運動に類する行為が露骨に現われてきておる所以であります。局はこれに對して目をおもひかのこと現状で、これが一般から非難されつたるのであります。一つには、これは、鳩山内閣のときに、選舉違反事項に關しまして大赦の恩恵を与えましたのであります。一つには、これで、その結果、全く検察当局及び警察当局の努力といふものが水泡に帰せしめられた。このことは、私は当事者にとつては当然そういう氣持になると思う。特に政府の立場にあるものといふ。しましては、近くまた恩赦のごさたももは猛烈に反省する必要があると思ふ。特に政府の立場にあるものといふ。されどあるやに聞くのであります。私は、選挙違反のようなものは、民主政治の理想を追求する立場からいたしますならば破廉恥罪だと思う。その破廉恥罪が依然として今日許されるということは、国民の側にも反省を求める声を聞くのであります。

私は、この点に関連いたしまして、次にお尋ねをいたす所存であります。が、ここで法務大臣に明らかにしていただきたいと思いますのは、國民の側にも反省を求めるのは、かかる恩赦などによつて一べん失敗をいたしましたことを再び繰り返さないことです。さらにもう一つの問題であります。前運動に類するような露骨な行為に対しまして、政府はいかなる措置をとるか。あるいは、今後行わんとする衆議院の総選挙を通じて、公職選挙に対する取締りの方針といふもの

が、この内閣にはあるはずだと思いまするが、この機会に明示される必要があると思いますので、このことを法務大臣から御答弁いただきたいと思うのであります。

最後に、ぜひ明確にいたしておきたいと思ふことは、特に岸綱理にござりますが、汚職を温存するそのものは何とかといふべきではありません。私は選挙の公正が期せられないところにあると言つて言い過ぎではないと思うのであります。そのことをきわめる」とは公職選挙を実施せしめるにあることは、多くの先進国との例を見ても明らかであります。このことを實現いたしました。そのためには、現行の選挙法第六条、第二百六十二条の規定に対し、政府が忠実にその目的遂行のために努力されることによって多くの効果を期待できることがあります。そのことは思ふ。また、ヨーロッパの民主主義に成功いたしておる国々におきましては、その頭著なるものがあるため、国会はこの点について何回か決議をし、政府にその決意を迫つたのであります。が、昨年、ようやく、第六条の精神によりまして、すなわち、選挙民の政治常識の向上のため、常時啓発、周知のための予算を、わずか一億円でありますけれども、委託費として組まれたことは、私は大いに敬意を表するに値すると思うのであります。が、残念なことに、その金額はあまりにも少額であります。有権者の割合にいたしますと、一億といいますならば、一人当たり二円にも満たないものであります。そんな少額なも

ので、かかる大きな民主主義政治確立の基礎、また汚職の根源を断つとする大仕事をなさせようとすることは、いかにも申訴にすぎない、ほんの国会に義理立てたというにすぎない金額でありまして、この機会に、思い切つてかかるものに予算を割愛されることは可能だと思いますが、この点に対する総理並びに大蔵大臣の見解をただしておきたいと思います。

以上ははなはだ簡単でございましたけれども、お尋ねをいたして、私の質問を終りたいと思います。（拍手）

○國務大臣（岸信介君）　お答えをいたしました。

選挙法はきわめて重要な法律であり、これが改正について慎重にしなければならぬということの御意見は私も同感でありますて、当然でござります。ただ、御承知の通り、この選挙法の規定をこらん下さいますと、いわゆる選挙に関する基本を定めた部分と、手続を定めた部分とがござります。もちろん、選挙法全体について重要なかつ慎重でなければならぬことは言うを待ちませんけれども、手続に関する規定につきましては、実施のこの経験からいい、いろいろその他の行政上の措置等の変更によりまして、その時勢に合ふように変更をしていかなければならぬことも語らうを待たないのであります。今回のこの改正の内容を御検討下さいますと、その大きなものは、今申し上げているように、これは選挙法の基本に関する基本的なものではなくして、いろいろな実施の結果から見、経験から見、最近の事情の変化等によ

り、また、その他の選挙法の改正に伴うところの、これとの調整というよりは軽率にこれを取り扱っているわけではなくございません。提出がおくれましたことについては、いろいろな研究を慎重にいたしました関係上おくれたわけでもございまして、もちろん十分御審議をお願いいたします。

それから、この法案を出したということ、何か解散の時期について関係があるよう御意見でございましたけれども、私は、されども、「言うまでもなく、そういうことは全然関係ございません。また、解散の時期につきましては、いろいろある御論議がござりますけれども、私は、しばしば同様な御質問にお答えを申し上げております通り、今、私として、そういうことをはつきり考えておるのは、そういうことをはつきり考へておるのじやないということを繰り返しておきます。

それから、汚職追放のことからいつても、公明選挙を実施することが根本であるという御意見は、私は同感でございます。そして、その公明選挙を実施するために、常時啓発のこの運動なりあるいは措置を講ずる意味におきまして、選挙管理委員会の活動を大いにいたしましても、もちろん十分ではありますせんけれども、本年度におきましては、社会教育に関する機関であると約五割程度の費用を予算的にふやしております。これでもって十分だとは申しましても、もちろん十分ではありますまいして、相当な効果をあげております。

すし、また、これを一そく促進いたしたいと考えておるのであります。
なお、この選管の構成であるとか、事務局の組織であるとかいうような問題等につきまして、また、選舉期日をなぜ二十日に縮めたかといふようなことにつきましては、主管の大臣から詳してお答えをすることにいたします。

由な状態において行われております。点、すなわち、政党の政策は国民に常に徹底いたしておりますし、国民の強い批判もこれに対し常に加えられております。これらの点も、従来の二十五日を維持する必要のない点であります。また、選挙公営の範囲は著しく拡大されまして、二十五日にきめました普選法の制定当時におきましては、わずかに封書の選挙郵便が認められておりません。その後におきましては、今日のような選挙公営が拡大されており、このたびにおきましても、はがきにおいて五割、ポスターにおいて六割といふような増加をいたしております。さらに根本的に考えておきましては、立会演説会等について従来よりも機会を乏しくするのではないかというお尋ねでございますが、現在の法律にもありますように、立会演説会の開催回数は、選挙を繰り返すことによりますし、このたび二十五日を二十日にいたしましても、立会演説会の開催回数のみならず、経歴放送、政見放送、あるいは個人演説会、選挙公報等につきましても何ら支障なく行えますので、御懸念のような点はございません。

次に、選舉管理委員会の機構についてのお尋ねでございますが、選挙管理委員会と申しますのは、一面、常時警戒のよろんな政治常識的な仕事をいたしておりますが、きわめて法律技術的な仕事をいたしておりますから、その点で、御指摘のよろに、独立性が保障されなければならぬのであります。従いまして、知事、市町村長から独立して仕事をいたしておりますが、同時に、また、自治体の議会で選挙をして、職員は委員長が任命するというような現在の形態は、調和のとれるおののだと思つております。御指摘の事務局の独立とか専任書記の設置とかいうよろな問題は、その事柄は、もし実質を伴いまして行いまするならば適切なことだとは存じます

が、地方行政の組織全体の簡素化の方針ともあわせて考えてみたいと思っております。

副知事、助役等の兼職禁止の問題は、法律等で特にこれを規定いたしませんでも、実際の指導等において適宜処理できることだと考えております。

委員会に予算執行権を持たせますことは、私は、委員会と自治体との関係において、事柄はいかがであろうかと考えております。

委員会の規定を公職選挙法に移せざりますし、これらは、このたび二十五日を二十二日にいたしましても、立会演説会の開催回数のみならず、経歴放送、政見放送、あるいは個人演説会、選挙公報等につきましても何ら支障なく行えますので、御懸念のような点はございません。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 選挙の取締り方針についてのお尋ねでございましたが、選挙に当つて、検察当局の取締り方針の根本精神は、私が今さら申し上げるまでもなく、公職選挙法の精神に基きまして選挙の公正を確保するところを眼目といたしております。その意味におきまして、いやしくも選挙の公正を害するよろな違反事件がございましたらば、検察当局といたしま

しては、厳正公平、また不偏不党の態

度をもつて厳重に処置いたしたいと考

中小企業信用保険公庫法案

2 公庫は、主務大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、政府の一
般会計からの出資金二十億円、經

済基盤強化のための資金及び特別

の法人の基金に関する法律(昭和

三十三年法律第 号)第十一条第

二号の規定により同法第十一条第

一項第二号に掲げる保険準備基金

に充てるものとして政府から出資

された六十五億円及び附則第八条

第二項の規定により政府から出資

があつたものとされた金額との合

計額とする。

2 前項に規定する保険準備基金に

ついては、この法律に定めるもの

のほか、經濟基盤強化のための資

金及び特別の法人の基金に関する

法律の定めるところによる。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなけれ

ばならない事項は、登記の後でな

ければ、これをもつて第三者に対

抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、中小企業

に類似する名称を用いてはならな

い。

(民法の適用)

第七条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条(法人の不法

行為能力)及び第五十条(法人の住

所)の規定は、公庫に準用する。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十四日

内閣總理大臣 岸 信介

中小企業信用保険公庫法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 役員及び職員(第八条—第十七条)

第三章 業務(第十八条—第二十一条)

第四章 会計(第二十二条—第二十五条)

第五章 監督(第二十六条—第二十九条)

第六章 雜則(第二十九条—第三十一条)

第七章 罰則(第三十二条—第三十三条)

第八章 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 中小企業信用保険公庫は、

中小企業者の債務の保証等につき

保険を行ふとともに、信用保証協

会に対し、その業務に必要な資金

を融通することにより、中小企業

者に対する事業資金の融通を円滑

にすることを目的とする。

(法人格)

第二条 中小企業信用保険公庫(以

下「公庫」という。)は、法人とす

る。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を東

第二章 役員及び職員

及び信用保証協会の役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 役員は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

第十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条件)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國会議員、國家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者）であつて、非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政黨の役員

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項に規定する金融機関

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員及び職員の地位)

第十六条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)

第十七条 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(第三章 業務)

第十八条 公庫は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 信用保証協会に対し、その保證債務の額を増大するために必

要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付を行うこと。

九十九号) の定めるところによる。

(基準)

第二十二条 公庫は、第十八条第一項第一号の規定による保険の事業に關して、保険準備基金を設け、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十二条の規定により出資された六十五億円並びに附則第八条第二項に規定する中小企業信用保険特別会計の保険基金及び積立金に相当する金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 公庫は、事業年度ごとに、保険に定める融資保険、普通保証保険及び包括保証保険の別による保険額の総額について、貸付にあつては貸付金の総額について、それぞれ国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、前項の規定による保険又は貸付を行ふことができない。

(業務の方法)

第十九条 公庫は、業務開始の際、業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、保険團が成立する貸付又は保証の範囲、保険事故、保険金額の保険金額に対する割合、保険料及び保険金に関する事項その他保険に関する業務の方法並びに貸付金の使途、利率、償還期限、貸付金額の限度及び償還の方法に關する事項その他貸付に関する業務の方法を定めておかなければならぬ。

(事業計画及び資金計画)

第二十条 公庫は、事業年度の半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

(第四章 会計)

第二十一条 公庫は、公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に

(予算及び決算)

第二十二条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(第五章 監督)

第二十三条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による資本金の減額がなされているときは、第四条第一項に定めた資本金の額に達するまで資本金に組み入れなお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

(第六章 法務)

第二十四条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(第七章 監督)

第二十五条 公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫当事者は又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

(第八章 法律)

第二十六条 公庫は、主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすことができる。

上損失を生じたときは、前項の積立金を取り戻して整理しなければならない。

不足があるときは、その不足の額は、資本金を減額して整理しなければならない。

は、資本金を減額して整理しなければならない。

不足があるときは、その不足の額は、資本金を減額して整理しなければならない。

第二十七条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

(信用保証協会法の改正)
第十七条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二及び第三十九条第二項を削る。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の改正)

第十八条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の改正

第十九条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の改正

第十八条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の改正

第十九条 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の改正

中小企業信用保険公庫法の施行に伴い、中小企業信用保険法その他の関係法律を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由 中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案

の直接又は間接の構成員の三分の一以上が常時三十人以下の従業員を使用する者であるもののうちを加える。
第九条中「理事五人以内」を「副総裁一人、理事四人以内」に改める。

第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「総裁を」を「総裁及び副総裁を」に、「総裁に」を「総裁及び副総裁に」に、「総裁が欠員」と「総裁及び副総裁が欠員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副総裁は、公庫を代表し、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

第十一條第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に改める。

第十二條から第十四条までの規定中「総裁」の下に「副総裁」を加える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

【小平久雄君登壇】

○小平久雄君 ただいま議題となりました中小企業信用保険公庫法案外二案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険公庫法案に

ついて申し上げます。中小企業に

貸付については二十億円を政府から出資することにしております。

第三に、公庫の予算及び決算につきましては国会の承認を受けることとし、利益及び損失につきましては、利益積み立て、あるいは資本金の取りくずし等によって処理することになります。

そのほか、余裕金の運用につきましては、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険公庫法案に

ついて申し上げます。中小企業に

(一坪当りの建築単価)

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築、増築又は改築を行おうとする時における建築費を参考して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、当該学校の校舎の保有坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少いことその他の政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの校舎が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令で定めるところによりそなへて、当該学校の校舎の保有坪数に基く新築又は増築後の基準坪数について、政令で定めるところにより、補正を行ふものとする。

(事務費の算定方法)

第九条 第三条第一項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、前四条の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行つたために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(本校及び分校)

2 第五条第三項の規定により工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつて当該学校の校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少いことその他の政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基く改築後の校舎が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令で定めるところによりそなへて、当該学校の校舎の保有坪数に基く新築又は増築後の基準坪数について、政令で定めるところにより、補正を行ふものとする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行

舍が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該危険でない坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を危険でない部分の坪数とする。

3 鉄筋コンクリート造の建物については、第五条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乘すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行ふものとする。

し、昭和三十三年四月一日から適用する。
 (昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金)
 2 昭和三十一年度までの国庫負担金及び国庫補助金に関しては、なお従前の例による。

(公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の廃止)

3 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十一年法律第四十七号)は、廃止する。

(公立学校施設費国庫負担法の一
部改正)

4 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)

の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

(公立学校施設災害復旧費国
庫負担法)

第一條中「公立学

校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費」を「前条に規定する工事費」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条に規定する事務費は、前

項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

第六条から第十二条までを削り、第十二条を第六条とし、同条

の次に次の一条を加える。

(都道府県への事務費の交付)

第一項の次に次の二項を加える。

(都道府県への事務費の交付)

2 この法律において「施設」とは、建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

第三条及び第四条を次のように改める。

(国の負担)

第三条 国は、公立学校の施設の災害復旧に要する経費について、その三分の二を負担する。

(経費の種目)

第四条 前条に規定する経費の種目は、木工事費、附帯工事費

(買取その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買取費)及び設備費(以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(公立高等学校危険建物改築臨時措置法)

5 危険校舎改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正す

る。

(危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正)

第一条中「並びに公立の義務教

育諸学校及び高等学校の危険校

舎」を「及び公立の高等学校の危険

建物」に、「当該危険校舎」を「当該危険建物」に、「これらの学校」を「公立の高等学校」に改める。

第二条から第七条までを削り、第一条の次に次の九条を加える。

(定義)

第二条 この法律において「高等

学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校並びに盲学校及び

養学校の高等部をいう。

(国との補助)

第三条 国は、公立の高等学校の

建物で構造上危険な状態にある

もののが建築(買取その他これに

準ずる方法による取得を含む。)

の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項

に規定する要保護者

一 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に定める要保護者

困窮している者で政令で定めるもの

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者

(国の補助)

第十八条 國は、地方公共団体が前

条の規定により援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、公立の義務教育

諸学校の校長(盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する学校の校長)及び教員の結核に関する定期的健康診断に要する経費の一部を補助することができる。

3 前二項の規定により國が補助を行ふ場合の補助の基準については、政令で定める。

(保健室)
第六章 雜則

第十九条 学校には、健康診断、健

康相談、救急処置等を行ふため、保健室を設けるものとする。(保健所との連絡)

第二十条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(学校の設置者の事務の委任)
第二十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定がある場合のほか、この法律に基き処理すべき事務を校長に委任することができ

る。

附 則

(施行期日)
1 この法律中第十七条及び第十八条第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

(学校薬剤師の設置の特例)
2 学校薬剤師は、第十六条第二項

の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、置かないことができる。
(学校教育法の一部改正)

3 学校教育法の一部を次のように改正する。

第十一條に次の二項を加える。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基く命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第四条第四項の規定により同条

第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行つた場

合に準用する。

第十三条第一項中「健康診断を行つた者」の下に「(同条第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。)」を加える。

（佐藤觀次郎君登壇）
第六章 雜則

第十二条 学校においては、別に

法律で定めるところにより、学

生、生徒、児童及び幼児並びに

職員の健康の保持増進を図るために、健康診断を行い、その他そ

の保健に必要な措置を講じなければならぬ。

第二十六条中「伝染病にかかり、若しくはその虞のある児童又は」を削る。

(結核予防法の一部改正)
4 結核予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「職員」を削り、

同条第四項中「使用者又は学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断の対象者に対する」と、「学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断」と改める。

第五十七条第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。

(理由)
児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため、健康診断、健康相談、伝染病の予防その他学校における健康管理に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十二条により送付する。

昭和三十三年三月二十八日

参議院議長 松野 鶴平

〔報告書は会議録追録に掲載〕

（佐藤觀次郎君登壇）

第二十条中「第十一條」を「第十一条第一項」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。

第五十七条第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。

第五十九条第一項中「職員」を削り、

同条第四項中「使用者又は学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断の対象者に対する」と、「学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断」と改める。

第五十七条第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。

第五十九条第一項中「職員」を削り、

同条第四項中「使用者又は学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断の対象者に対する」と、「学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断」と改める。

諸学校施設費国庫負担法案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果について申し上げます。

本案は、公立義務教育諸学校における教育の円滑な実施をはかるために、その施設整備に要する経費について国がその一部を負担する制度を確立します。

授業を行なう小学校校舎の建築と危険建物の改築は三分の一、学校統合の校舎及び中学校校舎、中学校屋内運動場並びに盲、ろう学校の建築は二分の一とし、國の負担限度はこれを政令に譲ることとし、その他經費の種目、算定の基準など、この法律の施行に必要な規則とし、その他の問題を定めます。

第五十九条第一項中「職員」を削り、

同条第四項中「使用者又は学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断の対象者に対する」と、「学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断」と改める。

促進臨時措置法の一部改正法案が成立するに際して全会一致をもつて可決された附帯決議の内容たる学校施設、設備、備蓄国庫負担三分の一の趣旨に対し、本案は著しい懸念ありとして、不満の意を込めた質疑がございましたが、その詳細については会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月一日に至り質疑を終了、引き続いて、櫻井奎夫君から、本案に對して、一、国庫負担の対象に校地の購入費、幼稚園の危険建物改築費をも加えること、二、国庫の負担率をすべて二分の一にすること、三、国の負担限度を政令に委任しないことなどについての修正案が提出されました。

かくて、本修正案及び本案に對しそれぞれ討論を省略し採決の結果、修正案は起立少數をもつて否決され、本案は起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第でございました。

次いで、佐藤觀次郎から——私ではあります——本案に對して要望案が提出されました。すなわち、本法案の内容

は、去る第二十六国会において公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対する本委員会の附帯決議たる「義務教育が國と地方公共団体との共同責任にかかる重要事項たる点と、地方財政の実情とに鑑み、公立義務教育諸学校の施設、設備についても、政府は、すみやかに、義務

教育費国庫負担法の精神に則り、これに必要な経費の二分の一を國が負担するに必要な措置を講ずべきである。」という精神に照合すれば、その懸念は、来年度において必ずこの決議の精神を実現するため、万全の努力をいたされるより、全委員の名において強く要望するものであります。

かくて、この要望案も、採決の結果、起立総員をもつて原案の通り可決せられ、よつて本案は要望を付して可決せられました。

かくて、四月一日に至り質疑を終了、引き続いて、高村坂彦君から、本案に對して、本法案は昭和三十三年四月一日から施行することに規定してある

が、すでにその施行日は経過しているので、これを公布の日から施行することとし、これに伴う事務的修正を行なった。

さらに引き続いて、佐藤觀次郎から、一、国及び都道府県は、幼児に對しても学校給食費及び通学、帰省に要する交通費を支弁すること、二、国及び都道府県が従来行なつてゐる就学

給食費を新たに国及び都道府県の行なうとする高等学校に就学する生徒にかかる学校

の高等学校に就学する生徒にかかる学校就学奨励費の対象として規定することとし

ました。

かくて、兩修正案及び本案に對し、

それぞれ討論を省略し採決の結果、佐藤觀次郎の提出にかかる修正案及び修正部

分を除く原案は起立総員をもつて可決すべきものと決定した次第でございま

す。

次に、内閣の提出にかかる盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案に

つきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果について申上げます。

本案は、盲、ろう学校及び養護学校の高等部に就学する生徒にかかる学校

就学奨励費の対象として規定することとし

ました。

かくて、兩修正案及び本案に對し、

それぞれ討論を省略し採決の結果、佐

藤觀次郎の提出にかかる修正案及び修正部

分を除く原案は起立総員をもつて可決

すべきものと決定した次第でございま

す。

次いで、櫻井奎夫君から、本案に對して附帯決議案が提出せられました。

盲、聾その他の身心薄弱者の養護、教育は、人道上より、また本人の幸福上よりして極めて緊要事である。

政府はこの趣旨にかんがみ、この改善充実のために、万全の努力を払

す。

次に、内閣の提出にかかる学校保健付託となりまして以来、各委員は、教

育委員会における学校保健技師及び学校医に對する待遇、養護教諭の学校保

健上における地位等について慎重に審議を続けて参りましたが、その詳細については速記録によつて御承知を願い

たいと存じます。

かくて、四月四日に至り質疑を終了、討論を省略して採決の結果、起立

総員をもつて本案は原案の通り可決すべきものと決定した次第でございま

す。

次いで、坂田道太君から、本案に對して附帯決議案が提出されました。

学校保健法案に対する附帯決議案

として附帯決議案に對する附帯決議案

として附帯決議案に對する附帯決議

以上の附帯決議案は、採決の結果、起立總員をもつて原案の通り可決せられました。よって、本案は附帯決議を付して可決されました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案中、日程第三の委員長の報告は修正、他の二案の委員長の報告は可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り決しました。

日程第五 たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

日程第六 たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

日程第七 たばこ耕作組合法案(内閣提出第二号)

日程第八 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一号)

日程第九 国家公務員共済組合法案(内閣提出)

日程第十 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第五、たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)、日程第六、たばこ耕作組合法案、日程第八、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、日程第九、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、右六案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長足鹿覺君。

〔本号(その二)に掲載〕
〔報告書は会議録追録に掲載〕

案の内容は、本案において施行期日が昭和三十三年四月一日となつておりますので、これを公布の日に改め、かつて、これを四月一日にさかのぼつて適用いたしましたのを、「耕作者に適正な収益を得させることを旨とする改正案が提出されました。」となつておきましたのを、「耕作者の収益を定めなければならぬ。」といふように改め、次に、公社が取扱価格を定めようとするときは、「公社の総裁は、あらかじめたばこ耕作審議会にはかり、その意見を聞かなければならぬ。」とありましたのを、「その議を経なければならぬ。」といふように修正し、最後に、「審議会は、委員九人以内で組織する。」とあるのを、「十一人」に改めています。

案の内容は、本案において施行期日が昭和三十三年四月一日となつておりますので、これを公布の日に改め、かつて、これを四月一日にさかのぼつて適用いたしましたのを、「耕作者に適正な収益を得ることを旨とする改正案が提出されました。」となつておきましたのを、「耕作者の収益を定めなければならぬ。」といふように改め、次に、公社が取扱価格を定めようとするときは、「公社の総裁は、あらかじめたばこ耕作審議会にはかり、その意見を聞かなければならぬ。」とあります。用いたそろとするものであります。

本案は、昨三日質疑を終了し、討論が開かれましたところ、修正案及び修正案提出いたしましたところ、修正案及び修正案提出第二号)、日程第七、たばこ耕作組合法案、日程第八、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、日程第九、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)について申立てました。この法律案の内容のおもな点を申し上げますと、まず第一に、葉たばこ

の収納価格の決定についてその基準を設けておきます。第二に、たばこ

の収納価格の決定についてその基準を設けておきます。第三に、たばこ耕作許可に対する異議申し立て制度を設けておきます。第四に、日本専売公社總裁の諮問機関として、公社にたばこ耕作審議会を置くことといたしておりま

す。第五に、公社が葉たばこ収納価格及び毎年耕作するたばこの種類及び面積を決定しようとするときは、公社の

總裁は、たばこ耕作審議会に諮り、そ

の議を経なければならぬことといた

しておきます。

この法律案は、参議院先議であり、

右決議する。

以上通りであります。

本案は、昨三日質疑を終了し、討論

が開かれました。

本案につきましては、内藤委員よ

り修正案が提出いたされました。修正

案の要点は、第一に、収納価格は、生産費

いたしましたところ、全会一致をもつて附帯決議を付して原案の通り可決いたしました。

次に、たばこ耕作組合法案について申し上げます。

この法律案は、從来任意団体として運営されて参りましたたばこ耕作組合につきまして、事業の自主的運営、資産の保全、対外信用等に種々の不利不便があるのにかんがみ、これを法人とすることによって、たばこ耕作者の經濟的社会的地位の向上をはかり、あわせて、たばこ専売事業の健全な発達に資するため、その組織運営等について必要な規定を設けようとするものであります。

本法案は、第二十六回国会より継続審査となり、自來、専売事業に関する小委員会において慎重に検討を続けて、今国会に至りましたが、本委員会におきましても、慎重審議の後、昨三月、内藤委員より修正案が提出いたしました。

修正案の内容は、たばこ耕作組合の運営について、農業協同組合等の事業との間に不必要的競合や摩擦を生じないように、関係者間に互に協調を保つように努めなければならぬ旨を規定し、大蔵大臣及び農林大臣は、必要があると認めるときは、これらの団体に対し、あせん、調停または必要な勧告をすることができる」とといたしております。その他、組合

の地区は、地区たばこ耕作組合にあっては「日本専売公社の定める区域」となつております。

改め、役員の選挙については、指名推選の方法によつて行わないこととし、

「組合員の総数が三百人をこえる地区組合は、「總会に代るべき代議員会を設けることがべきである」となつております。

したのを、組合員の総数を「五百人」に改め、代議員の定数について「組合員の総数が千人未満の地区組合にあつては四十人以上、千人以上の地区組合にあつては五十人以上でなければならぬ」と規定せられたのを、代議員の「定数は、七十人以上でなければならない」といたしました。また、代議員においては、代議員の選挙並びに定数の変更及び解散または合併する事項について譲決することができないこととなつておきましたのを、役員の選挙についても譲決することができることとなつておきました。

この生産上必要な肥料その他の資材の共同購入を規定しているが、非出資組合が経済行為を行うことは適当でないもので、組合が現在行つている事業の範囲をこえることのないよう厳に戒しめ、且つ、他の農業団体との間に事業の競合、摩擦を來さないよう厳重に留意すること。

一、たばこ耕作組合が農林漁業団体職員共済組合法による共済組合に加入する場合は、たばこ耕作組合の監督者である専売公社は、共済組合の監督者たる農林大臣と常に緊密な連絡をとるべきである。

修正案の概要ですが、本案につきましては、さらに神田委員より附帯決議案が提出いたされました。

附帯決議の案文は次の通りであります。

一、組合の地区は、地区たばこ耕作組合にあつては政令で定める区域に改め、監事の定数が「一人以上」となつておましたので、「二人以上」に改め、役員の選挙については、指名推選の方法によつて行わないこととし、

「組合員の総数が三百人をこえる地区組合は、「總会に代るべき代議員会を設けることがべきである」となつております。

したのを、組合員の総数を「五百人」に改め、代議員の定数について「組合員の総数が千人未満の地区組合にあつては四十人以上、千人以上の地区組合にあつては五十人以上でなければならぬ」と規定せられたのを、代議員の「定数は、七十人以上でなければならない」といたしました。また、代議員においては、代議員の選挙並びに定数の変更及び解散または合併する事項について譲決することができないこととなつておきましたのを、役員の選挙についても譲決することができることとなつておきました。

この生産上必要な肥料その他の資材の共同購入を規定しているが、非出資組合が経済行為を行うことは適当でないもので、組合が現在行つている事業の範囲をこえることのないよう厳に戒しめ、且つ、他の農業団体との間に事業の競合、摩擦を來さないよう厳重に留意すること。

一、たばこ耕作組合が農林漁業団体職員共済組合法による共済組合に加入する場合は、たばこ耕作組合の監督者である専売公社は、共済組合の監督者たる農林大臣と常に緊密な連絡をとるべきである。

修正案の概要ですが、本案につきましては、さらに神田委員より附帯決議案が提出いたされました。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、現行の国家公務員共済組合が昭和二十三年に制定され、以来約十年を経過し、この間諸般の事情の変化もありまして、制度の全般にわたって再検討を加えなければならぬ時期に立ち至つておりましたが、今回、五現業に勤務する恩給公務員に対する必要が生じて参りましたのを機会として、制度全般にわたり整備改善をはからうとするものであります。

次に、この法律案のおもなる内容について申し上げます。まず第一に、長

期給付制度につきましては、退職年

金、退職一時金、廢疾年金、廢疾一時

金、遺族年金及び遺族一時金等の既存

の給付につきまして、他の公的年金制

度との権衡を考慮して、その支給額の改善を行うほか、新たに再就職による組合員期間の通算措置を講じ、退職年

金の支給開始年令を現行の五十才から

五十五才に引き上げることとともに、五

十五才以前において退職して年金の支

給を希望する者のため、新たに減額退

職年金の制度を設け、公務上の傷病ま

たは死亡による退職の場合にも、廃疾

があれませんので、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、国家公務員共済組合法案について申し上げます。

この法律案は、現行の国家公務員共済組合が昭和二十三年に制定され、以来約十年を経過し、この間諸般の事情の変化もありまして、制度の全般にわたって再検討を加えなければならぬ時期に立ち至つておりましたが、今回、五現業に勤務する恩給公務員に対する必要が生じて参りましたのを機会として、制度全般にわたり整備改善をはからうとするものであります。

次に、この法律案のおもなる内容について申し上げます。まず第一に、長

期給付制度につきましては、退職年

金、退職一時金、廢疾年金、廢疾一時

金、遺族年金及び遺族一時金等の既存

の給付につきまして、他の公的年金制

度との権衡を考慮して、その支給額の改善を行うほか、新たに再就職による組合員期間の通算措置を講じ、退職年

金の支給開始年令を現行の五十才から

五十五才に引き上げることとともに、五

十五才以前において退職して年金の支

給を希望する者のため、新たに減額退

職年金の制度を設け、公務上の傷病ま

たは死亡による退職の場合にも、廃疾

次いで、質疑を終了し、討論の通告がございませんので、直ちに採決いたしました。修正案及び修正部分を除く原案並びに附帯決議案はいずれも全案一致をもつて可決いたしました。

本案につきましては、この旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の改定に準じて、所要の改正を行ふことといたします。

本案につきましては、慎重審議の結果、昨三日質疑を終了し、討論の通告

とし、また、退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、それぞれ最低保障額を定め、将来他の公的年金制度との期間通算を行ひ得る棲地を準備することとするほか、さらに、長期給付の規定の適用範囲に、新たに印刷、造幣、国有林野、アルコール専売及び郵政の五事業特別会計に勤務する恩給法上の公務員をも加えることとしております。

第二に、短期給付制度につきましては、従来の法定給付のほかに、新たに付加給付を支給できることとしたそ

うとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、慎重審議の結果、昨三日質疑を終了し、

付加給付の制度を設けるとともに、被扶養者の範囲、組合員資格喪失後の

継続給付の受給資格期間等について所

要の改正を加えるほか、昨年の健康保険法の改正に伴う所要の規定の整備を

行うこととしております。第三に、その他のおもな改正事項といたし

ましては、長期給付の責任準備金の一部を資金運用部に預託して、その安全

に関する重要事項を調査審議するため、新たに大蔵大臣の諸問機関として国家

公務員共済組合審議会を設置し、また、共済組合または同連合会の事務職員

も、今回新たに組合員にすることがで

きる等の措置を講ずることとしておりま

す。なお、長期給付制度の内容の改正と、その適用範囲の拡大に伴う

所要の経過措置につきましては、別途法律をもつて定めることとしてお

ります。

二、第二条第一項の臨時に使用されるもので本法の適用をうけるものの範囲を定める政令の制定に当つては、一年以上雇用される常勤的

本案につきましては、横山利秋君提出の修正案が提出いたされておりま

す。修正の趣旨は、本改正案の附則において、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正することとし、公共企業

の職員等についても、その短期給付について、法定給付のほかに、新たに付加給付を支給できることとしたそ

うとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、慎重審議の結果、昨三日質疑を終了し、

採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、よって、本案

は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案につきましては、横山利秋君より次の附帯決議案が提出されま

したが、採決の結果、全会一致をもつてこれを付すべきものと決しました。

附帯決議の案文は次の通りであります。

一、本法制定の根本主旨により恩給法の適用をうける非現業国家公務員についても本法の適用をすべき

ことが当然である。

従つて、政府はすみやかにできれば次期国会に之が改正法案を提出すべきである。

二、第二条第一項の臨時に使用され

るるもので本法の適用をうけるものの範囲を定める政令の制定に當つては、一年以上雇用される常勤的

本案につきましては、横山利秋君提出の修正案が提出いたしてお

ります。

三、今回の国家公務員共済組合法案の提案及びさきに行われた健康保

険法の改正に伴い、公共企業体職員等共済組合法について、医療機

関等の規定について所要の改正を行ひ、あわせて次に掲げる事項等

の長期給付に関する附則の規定を整備する必要があると考える。

(一) 傷病年金、傷病賜金についても、増加恩給と同様支給を停止しないことにする。

(二) 更新組合員の組合員期間に職員期間に準ずる国家公務員で

あつた期間で、運営規則の定め

るものをおこなう。

(三) 組合員期間二十年未満の者に支給する年金の資格年限のうち

に旧組合職員の在職期間で、運営規則の定めるものを加える。

最後に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案につい

て申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し

上げました国家公務員共済組合法案が成立施行となりました場合に、その長

期給付に関する規定の適用を受ける者

に対し、普通退職の場合の退職手当、

その他一般の退職手当に関する規定の

適用の特例を設けようとするものであ

ります。すなわち、現行の退職手当

は、退職事由の分類に従い、その退職手当の支給割合を異にしているのであります。

附則第十四項による法律的措置

は、公社の特殊性にかんがみ、他の職員と同様の処遇が確保されるよ

う、速やかに、できれば次期国会にこれを行るべきである。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたしました。本案の委員長の報告は修正あり

ります。本案を委員長報告の通り決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第六ないし第十の五案を一括して採決いたします。日程第六及び第八の委員長の報告は可決、第七、第九及び第十の委員長の報告は修正であります。五案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしだと認めます。よつて、五案は委員長報告の通り決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、五案は委員長報告の通り決しました。

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この

際、内閣提出、酪農振興基金法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（益谷秀次君） 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

酪農振興基金法案を議題といたしまして、委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事助川良平君。

酪農振興基金法案

右国会に提出する。

昭和三十三年三月一日
内閣総理大臣 岸 信介

酪農振興基金法

目次

第一章 総則（第一条—第十六条）

第二章 役員及び職員（第十七条—第二十六条）

第三章 評議員会（第二十七条—第二十八条）

第四章 業務（第二十九条—第三十二条）

第五章 財務及び会計（第三十二—第三十九条）

第六章 監督（第四十条—第四十一条）

第七章 補則（第四十二条—第四十五条）

第八章 詞則（第四十六条—第五十条）

二 名称

事務所の所在地

三 事務所の所在地

資本金、出資及び資産に関する事項

四 生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業組合又は農業協同組合連合会

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

九 第二条 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十 第二条 基金は、定款を変更したときは、運営なく、その変更に係る部分を第十三条第一項に規定する出资者に通知しなければならない。

十一 第十二条 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け取ることができない。

十二 第十二条 基金は、出資者の持分を譲り渡すことはできない。

十三 第十二条 基金は、出資者の持分を譲り渡すことはできない。

十四 第十二条 基金は、出資者の持分を譲り渡すことはできない。

十五 第十二条 基金は、出資者の持分を譲り渡すことはできない。

十六 第十二条 基金は、出資者の持分を譲り渡すことはできない。

十七 第十二条 基金は、役員として、理事長一人、理事二人及び監事一人以内を置く。

十八 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

十九 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十一 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十二 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十三 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十四 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十五 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十六 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十七 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十八 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

二十九 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

三十 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

三十一 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

三十二 第十二条 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の任命) 第十九条 役員は、農林大臣が任命する。

(役員の任期) 第二十条 役員の任期は、三年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事長、理事又は監事が欠員となつたときは、退満なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格条項) 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、地方公共團體の長

二 政府又は地方公共團體の職員（非常勤の者を除く。）

(役員の解任) 第二十二条 農林大臣は、役員が前各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣は、役員が次の各号の
一に該当するとき、その他役員た
るに適しないと認めるときは、そ
の役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行
に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると
き。

(理事長及び理事の兼職禁止)

第二十三条 理事長及び理事（非常
勤の者を除く。）は、營利を目的と
する団体の役員となり、又は自ら
營利事業に従事してはならない。
(代表権の制限)

第二十四条 基金と理事長との利益
が相反する事項については、理事
長は、代表権を有しない。この場
合には、監事が基金を代表する。
(代理人の選任)

第二十五条 理事長は、理事又は基
金の職員のうちから、基金の業務
の一部に關し一切の裁判上又は裁
判外の行為をする権限を有する代
理人を選任することができます。

(職員の任命)

第二十六条 基金の職員は、理事長
が任命する。

第三章 評議員会

(評議員会)

第二十七条 基金に評議員会を置
じ、基金の業務の運営に関する重
要事項を審議する。

4 評議員会は、基金の業務の運営につき、理事長に対し意見を述べることができる。

（評議員）
第二十八条 評議員は、政令で定めるところにより、出資者（法人にあつては、その代表者）及び基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2 第二十条及び第二十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務
（業務）

第二十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ら。

一 出資者で第八条第一号に該当するものが、銀行その他の金融機関から、次に掲げる資金の貸付を受け、又は当該資金にあてるために手形の割引を受けることにより、当該金融機関に対して負担する債務の保証

イ 生乳の購入に要する資金その他乳業の經營に必要な資金（設備の新設又は改良に要する資金を除く。）

ロ 乳業の經營を合理化するために必要な設備の新設又は改良に要する資金

二 出資者で第八条第二号又は第三号に該当するものが、その組合員たる農業者又はその直接若しくは間接の構成員たる農業協同組合に対して前号に掲げる資金を貸し付けるために必要な資金を銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して負担する債務の保証

三 出資者で第八条第四号に該当するものが、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対して当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払を受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該金融機関に対して負担することにより、当該金融機関に対し保証

四 前三号の業務に附帯する業務（業務方方法書）

第三十条 基金の業務方法書には、次の事項を記載しなければならぬ。
一 保証の金額の合計額の最高限度

三 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度

四 保証契約の締結及び変更に関する事項

五 被保証人の守るべき条件に関する事項

六 保証債務の弁済に関する事項

七 求償権の行使方法及び消却に関する事項

八 その他業務の運営に関する基本的事項で農林省令で定めるもの

2 基金は、業務方法書を変更しようとするとときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 基金は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

(業務の委託)

第三十一条 基金は、業務方法書で定めるところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を次の金融機関に委託することができる。

- 一 銀行
- 二 相互銀行
- 三 農林中央金庫

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十五条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会

五 商工組合中央金庫
六 その他農林大臣の指定する金融機関

2 前項に規定する金融機関は、他

の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終る。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十三条 基金は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利益及び損失の処理)

第三十六条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたと

なればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督)

第四十条 基金は、農林大臣が監督

する。

2 基金は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対しても、その業務に関するため必要な命令をすること

ができる。

(報告及び検査)

第四十一条 農林大臣は、必要があると認めるときは、基金若しくは

第三十七条 基金は、農林大臣の承認を受けて、一時借入金をすることができる。

(一時借入金)

第二十四条 基金は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(決算)

第二十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(財務諸表の承認等)。

算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、決算完了後一月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十九条 基金は、次の方法によ

るほか、業務上の余裕金を運用し得る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

一 銀行又は農林大臣の指定する他の金融機関への預金

二 国債又は農林大臣の指定する大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

(農林省令への委任)

第三十九条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関する必要な事項は、農林省令で定める。

第六章 監督

第三十六条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたと

なればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基金は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る収入及び支出の予算、事業計画並

て整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第二十五条 基金は、農林大臣の承認を受けて、一時借入金をするこ

とができる。

(報告及び検査)

第四十一条 農林大臣は、必要があ

ると認めるときは、基金若しくは

第三十七条 基金は、農林大臣の承認を受けた者(以下「受託者」とい

う。)に対して報告をさせ、又はそ

の職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若

しくは帳簿、書類その他の必要な

物件を検査させることができる。

を含む。)は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十四条 基金は、解散した場合における、その債務を弁済してお残余財産があるときは、これを

2 前項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律に記載した出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付及び閲覧)

第四十三条 基金は、定款、業務方

法書、出資者名簿及び農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

2 氏名又は名称及び住所

が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当

ただし、受託者に対するところは、当該受託業務の範囲内に限る。

(解散)

第四十四条 基金は、解散した場合における、その債務を弁済してお残余財産があるときは、これを

2 前項の規定により職員が立入検査する場合には、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出

資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十五条 農林大臣は、この法律の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこ

の法律の規定に基き農林省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 基金の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当

の行為をしなかつたことに關し、わいを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 基金の役員又は職員が、その職務に關し、請託を受け、第三者にわいを供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者的受したわいを供与せしめ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

5 犯人又は情を知つた第三者的受したわいを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を追徴する。

第六条 第四十七条前項から第三項までに規定する者に対してわいを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七条 第四十八条基金又は受託者が、第四十一条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした基金の役員若しくは職員又は受託者の取締役、役員若しくは職員を、三万円以下の罰金に処する。

第八条 第四十九条次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

十 第四十三条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同

条第二項の規定に違反して出資

者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに

二 この法律の規定により出資者に通知をしなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三 第十一条の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第十二条の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第二十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第三十五条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に交付しないとき。

八 第三十八条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

九 第四十一条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十 第四十三条第一項の規定に違

反して書類を備えて置かず、同

条第二項の規定に違反して出資

対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終つたときは、農林大臣に對して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた第八条に規定する者に対し、出資金の払込を認めなければならぬ。

5 政府は、前項の規定により払込を求められたときは、第七条の出資金の全額を払い込まれなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込(出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込)があつた日にあつて、その事務を附則第二条第二項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者には、基金の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ、より指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第五条附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第十条 基金の最初の事業年度は、第十三条第一項中「事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

9 第十二条 基金の最初の事業年度の成立の日には、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

10 第六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(登録税法の一部改正)

第十一条 基金は、設立の登記をする

ことによつて成立する。

(登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよ

資本金は、六億円を下るものであつてはならない。

第八条 基金は、その成立の日における資本金の額のうち第八条に規定する者の出資する部分の額が五億円に満たないときは、その日から起算して四年を経過した日を含む事業年度の末日までに、資本金の額のうち同条に規定する者の出資する部分の額を五億円以上の額とするようにその資本金を増加するものとする。

(増資)

第十一条 基金は、六億円を下るものであつてはならない。

第十二条 基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画及び資金計画について、第三

十三条第一項中「事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十三条第一項中「事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十四条 基金は、設立の登記をする

ことによつて成立する。

(登録税法の一部改正)

第十五条 基金は、設立の登記をする

ことによつて成立する。

(登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第七条 基金の成立の当初における

第十九条第七号中「農業共済基金」の下に「酪農振興基金」を、
「農業共済基金法」の下に「酪農振興基金法」を加える。
（印紙税法の一部改正）

第十三条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のよう改訂する。

第五条第九号ノ五の次に次の二号を加える。

九ノ五ノ二 酪農振興基金ノ発
スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十四条 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう改訂する。

第三条第一項第十二号中「農業共済基金」の下に「酪農振興基金」を加える。
（法人税法の一部改正）

第十五条 法人税法（昭和二十一年法律第二十八号）の一部を次のよう改訂する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「酪農振興基金」を加える。
（地方税法の一部改正）

第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改訂する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業共済基金」の下に「酪農振興基金」を加える。

「農業共済基金法」の下に「酪農振興基金」を、
「農業共済基金法」の下に「酪農振興基金法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十三条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のよう改訂する。

第五条第九号ノ五の次に次の二号を加える。

九ノ五ノ二 酪農振興基金ノ発
スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十四条 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう改訂する。

第三条第一項第十二号中「農業共済基金」の下に「酪農振興基金」を加える。
（法人税法の一部改正）

第十五条 法人税法（昭和二十一年法律第二十八号）の一部を次のよう改訂する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「酪農振興基金」を加える。
（地方税法の一部改正）

第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改訂する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業共済基金」の下に「酪農振興基金」を加える。

理由

乳業者と生乳の生産者との間の生乳の取引関係の改善に資するため、これらのが金融機関に対して負担する債務を保証する機関として、酪農振興基金を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酪農振興基金法案に対する修正案

酪農振興基金法案に対する修正案

要する資金（設備の新設又は改良に要する資金を除く。）

第二十九条に次の二項を加える。

2 基金は、前項に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、飲用牛乳及び乳製品の需要の増進に関する業務を行うことができる。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔助川良平君登壇〕

○助川良平君 ただいま議題となりました、内閣提出、酪農振興基金法案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

わが国の酪農は、数年来、營農並びに国民生活の改善に伴つて目ざましい発展を遂げ、しかも、今後農業の中核として大幅な拡大が企図されており、牛乳の生産と消費の長期的にはほぼ均衡して伸びるため」に改める。

第二十九条第一号中ロをハとし、イを次のように改める。

イ 生乳の購入又は処理若しくは加工に要する資金（設備の新設又は改良に要する資金を除く。）

イ 生乳の購入又は処理若しくは加工に要する資金（設備の新設又は改良に要する資金を除く。）

（以下同じ。）の保管その他乳業の經營に

以下、その内容について概要を申し上げます。

本案は、去る三月一日提出されまし

たが、目下発展途上にあるわが国の酪農にとって最も大切な乳価安定対策として、まさに一礎石を据えようとするものであります。その審議には特に慎重を期し、広く各関係者代表から

参考意見を徴し、あるいは大蔵委員会と連合審査会を行なう等、熱心な検討を行ない、四月三日質疑を終了いたしました。

本案に対する主要な論点は目的、構成、出資、業務等でありましたが、時間の関係上、詳細は会議録により御了承願うこととし、これを省略いたします。かくて、本日採決に付しましたが、本案に対し、自由民主、社会兩党共同提案により、基金の業務として乳製品の貯貯等に対する融資保証が行われる旨を明確化するとともに、さらに基金の本來の業務に支障がない範囲内で牛乳及び乳製品の需要の増進に関する業務を行なうことができるよう修正することとし、社会党芳賀貢君より同修正案が提出され、本修正案は全会一致をもつて可決され、次いで修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決されました。よって、本法律案はこれを修正案とすべきものと決した次第であります。

なあ、本案に対し、自由民主、社会両党共同提案により、政府は、すみやかに酪農振興政策を再検討し、乳価の指定期間を定めることとなつております。

第五に、定款及び業務方法書は農林大臣の認可を必要とすることといたし

てあります。

第一に、この基金は、政府及び民間の共同出資によって設立する財团的特殊法人であります。設立当初、政府は五億円を、民間は一億円以上、その後おおむね四年間にさしに四億円を出資することとなつております。

第二、基金は、前項に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、飲用牛乳及び乳製品の需要の増進に関する業務を行なうことができる。

(号外)

安定、生乳取引に関する紛争のあつせん処理機構の確立、学校給食及び職場給食等集団飲用の促進並びに生乳生産者の共同販売組織の整備による生乳取引の改善のために必要な酪農振興法の改正並びに財政上の措置を講すべきであるという点、ほか、本法の運用等に関連し、五項目の附帯決議を委員会の総意をもって付することといたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

北海道地下資源開発株式会社案

(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この

式会社法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

北海道地下資源開発株式会社案
右
昭和三十三年二月十七日
内閣總理大臣 岸 信介
北海道地下資源開発株式会社
法
〔会社の目的〕
第一条 北海道地下資源開発株式会社は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行うことを目的とする株式会社とする。
〔事務所〕
第二条 北海道地下資源開発株式会社(以下「会社」という。)は、本店を東京都に置く。

〔事業の範囲〕
第八条 会社は、その目的を達成するため、北海道において次の事業を行ふものとする。
一 探鉱(石油の探鉱を除く。)
二 委託に基く探鉱(石油の探鉱を除く。)
第三条 会社の株式は、額面株式とする。
2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有していなければならぬ。

〔取締役の兼職制限〕
第七条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
〔鉱業権の譲渡等〕
第十二条 会社は、鉱業権(共同鉱業権の持分を含む。以下同じ。)を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲渡又は譲受の相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、主務大臣の認可を受けなければならない。

〔政府の所有する株式に対する配当〕
2 会社は、鉱業権を放棄し、又は探掘権に抵当権を設定しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
〔社債及び借入金〕
第十三条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
〔社債発行限度の特例〕
第十五条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議

北海道地下資源開発株式会社案
めます。国土総合開発特別委員会理事會題といたします。委員長の報告を求めます。川村善八郎君。

〔商号の使用制限〕
第四条 会社以外の者は、その商号中に北海道地下資源開発株式会社といふ文字を使用してはならない。

〔事業計画等〕
第九条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これらを変更しようとするときも、同様とする。

〔政府所有株式の後配〕
第十四条 会社は、法人に対する政

府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第十二条の規定にかかわらず、毎営業年度における配当ができる。終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の二倍をこえてはならない。

は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十六条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を主務大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十七条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に因る監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第十八条 主務大臣は、第三条第三項、第九条から第十二条まで又は第十五条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他事業場に立ち入り、業務の状況

況若しくは帳簿、書類その他の物

件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第二十条 この法律における主務大臣は、会社の取締役及び監査役に関する事項については内閣総理大臣、その他の事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣とする。

(罰則)

第二十一条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に因りて、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

(罰則)

第二十二条 前条第一項の規定に違反して、新株を発行したとき。

(罰則)

第二十三条 第十九条第一項の規定に違反して、新株を発行したとき。

(罰則)

第二十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

(罰則)

第二十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

(罰則)

第二十六条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に處する。

(主務大臣)

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

八 第十七条第二項の規定による除することができる。

第二十三条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に處する。

第二十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

第二十五条 第八条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十六条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第二十七条 第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十八条 第八条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十九条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十一条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十二条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十三条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十四条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十五条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十六条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十七条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十八条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十九条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十一条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十二条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十三条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十四条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十五条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十六条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十七条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十八条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第四十九条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第五十条 第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

せず、又は不実の記載をしたこ

れらの書類を提出したこと。

八 第十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十五条 第八条第二項の規定に

違反した場合には、その違反行為

をした会社の取締役は、五万円以

下の過料に処する。

第二十六条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第二十七条 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第二十八条 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第二十九条 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第三十条 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第三十一 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第三十二 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第三十三 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第三十四 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第三十五 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第三十六 第二項の規定による命

令に違反したとき。

第三十七 第二項の規定による命

令に違反したとき。

7 商法第百六十七条、第一百八十一

条及び第百八十五条の規定は、会

社の設立については、適用しない。

(登録税の免除)

8 この法律による会社の設立に伴

い必要な登記については、登録税

を免除する。ただし、資本の額額

のうち政府の出資に係る部分以外

の部分については、この限りでな

い。

(商号についての経過規定)

9 第四条の規定は、この法律の施

行の際現にその商号中に北海道地

下資源開発株式会社といふ文字を

使用している者については、この

法律の施行の日から起算して六月

間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

10 会社の成立の日の属する営業年

度の事業計画、資金計画及び收支

予算については、第九条中「毎営

業年度の開始前に」とあるのは、

「会社の成立後遅滞なく」とする。

(北海道開発法の一部改正)

11 北海道開発法(昭和二十五年法

律第百二十六号)の一部を次のように改

正する。

二 次に掲げる法律に基く内閣

総理大臣の権限の行使について

補佐すること。

イ 北海道東北開発公庫法

七 第十六条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

6 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

七号)(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものを除く。)

口 北海道地下資源開発株式会社法(昭和三十三年法律)

第 号

(租税特別措置法の一部改正)

12 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「及び東北開発株式会社」を「東北開発株式会社及び北海道地下資源開発株式会社」に改める。

開発株式会社を「東北開発株式会社及び北海道地下資源開発株式会社」に改める。

理由

北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行なう北海道地下資源開発株式会社を設立し、その組織、業務等に關し必要な規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道地下資源開発株式会社法案に対する修正案
北海道地下資源開発株式会社法案に対する修正
北海道地下資源開発株式会社法案の一部を次のように修正する。
第二条中「東京都」を「札幌市」に改める。

格にかんがみ、各種の助成措置を講めること、政府所有株の後配を行い、会社の設立、資本等の増加に際しては登録税を減免し、社債發行限度の特例を設け

『及び日本輸出生糸保管株式会社』を「日本輸出生糸保管株式会社及び北海道地下資源開発株式会社』に改める。

[報告書は会議録追録に掲載]

[川村善八郎君登壇]

○川村善八郎君 大だいま議題となりました北海道地下資源開発株式会社法案について、国土総合開発特別委員会における審査の経過並びに結果を御報

告申し上げます。

本案は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行なう北海道地下資源開発株式会社を設立し、その組織、業務等に關し必要な規定を設けようとするものであります。

その内容の骨子を申し上げますと、

第一に、本会社は探鉱等の事業を行うことを目的とするものであつて、鉱山の経営は行わないこと。第二に、会社の事業の性質上、國の意思を的確に反映せしめる特殊会社の性格を明らかにします。

そのため、政府は常時会社の株式の二分の一以上を保有することとし、昭和三十三年度は産業投資特別会計からの出資二億円、民間からの出資一億円を予定しております。第三に、会社の性

格にかんがみ、各種の助成措置を講めること、政府所有株の後配を行い、会社の設立、資本等の増加に際しては登録税を減免し、社債發行限度の特例を設け

ております。本案は委員長報告の通り決するに付託されて以来、慎重審議を重ねたところです。

本案は、去る二月十七日に本委員会に付託され、これまでに付託されて以来、慎重審議を重ねたところです。

そこで、本委員長報告の内

容は会議録に譲ることといたしました。

昨三日、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる修正案及び附帯決議を付すべくの動議が提出されたのであります。

修正案の要旨を申し上げますと、原案においては本会社の本店は東京都に置かれることとなつてゐるのを札幌市に置くことと改めること、その他関係法律の改正規定に対する法制上の事務的整理を行なうことの二点であります。

また、附帯決議の趣旨は、政府は、

本会社の社債の発行条件について適当なる措置をすること及び役員の選任に

ついて適切な配慮をすることの二点であります。

以上をもつて御報告といたします。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしま

ます。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

法務大臣 唐澤 俊樹君

大蔵大臣 一萬田尙登君

文部大臣 松永 東君

通商産業大臣 前尾繁三郎君

國務大臣 石井光次郎君

農務大臣 郡 祐一君

法制局長官 林 修三君

自治選挙局長 兼子 秀夫君

大蔵政務次官 坊 秀男君

出席政府委員

同日質疑を省略した報告

(法律公表奏上及び通知)

一、去る一日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

社会福祉事業法の一部を改正する法律

(理財補欠選任)

一、昨三日公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次の通り理

事理 古川 丈吉君 (理事大村清一君昨三日理事辞任につきその補欠)

一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

(常任委員辞任)

内閣委員

大坪 保雄君 田村 元君

木原津與志君 大橋 忠一君

地方行政委員 平野 三郎君

法務委員 猪俣 浩三君 武藤運十郎君

大蔵委員 戸塚九一郎君

商工委員 川島正次郎君 山手 滿男君

予算委員 戸塚九一郎君 古屋 貞雄君

決算委員 加藤 精三君

議院運営委員 石村 英雄君 川村 繼義君

山口丈太郎君 渡邊 敬藏君

片山 哲君 木原津與志君

大蔵委員 片山 哲君 下平 正一君

内閣委員 阿部 五郎君 武藤運十郎君

法務委員 戸塚九一郎君 文教委員

大蔵委員 戸塚九一郎君 北村徳太郎君

井原 岸高君

為の実態に関する質問に対する答弁書

國鉄労働組合新潟地方本部管内の不當労働行為の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年三月二十四日

提出者 石田 有全

衆議院議長益谷秀次殿

國鉄労働組合新潟地方本部管内の不當労働行為の実態に関する質問主意書

國鉄当局は、新潟地方における労働組合との組織活動に關し、國勞に對して次のとおり不當労働行為をなしている事実がある。すなわち

一 新津電修場分会の一部十九名は、さる一月二十八日、第二組合に加入し分会を設立したが、この設立に対し、非組合員である大久保乾電修場長及び小杉事務助役の

手もとに第一組合結成準備に対する内容が了知されかつ、名簿が提出されているなどさきの電修場長及び事務助役が第二組合結成に賛同している事実がある。これは公労法違反ではないか。

二 さる一月三十一日電修場長は、技工長、主任などを招集し「國勞は総評に加盟し、第二組合は加盟していない。総評は生産性向上に

反対し全労は賛成している。こうしたことからみて、どちらに所属した労働組合がよいか明白である。」

といふ職務権限以外の言動をなし取を強制した事実がある。これ

は職制の越権行為ではないか。

三 一月二十九日以後國労上級機関役員の労働条件その他組合用務及び調査のために電修場内に入るこ

とを公安職員は、二月二十六日までの期間中拒否し、強制腕力をもつて排除し続けてきたし、さら

に、二月二十日午前十一時十五分、地方労働委員会労働者側委員及び午後四時三十三分県人権擁護委員会委員の内情調査を公安職員が、肩に手をかけて入場を一時拒否した事実があるが、なぜに國労上級機関役員の入場を拒否するのか、また何故に右記両委員の内情調査を一時的にせよ拒否するのか。

四 二月十九日、電氣部長が休憩時間内における集会を禁止するといつたが、現在もこれが伝承されている。暮や麻雀ならば、よいといつた事実があるが、いかなる権限をもつて休憩時間中の集会を拘束できるのか。

五 昨年九月六日午後二時より各職場の作業を中止せしめ、國労新潟地方本部闘争批判書なるものをよみ、各組合員に意見を求めるとい

う、職制よりの労働運動介入を行つて下部組織のかく乱を計つてゐる事実がある。これは明らかに現場長の職權乱用ではないか。

六 昨年十月組合所屬調査表を配布し、神村進助役は、記入提出しない者は昇給に關係するといふ精神的恐威感を与える言辞を吐き、強

制的に署名、捺印、現品添付をさせ、提出せしめた事実がある。この行為は、人権擁護の精神に反するものとして、新潟法務局に書面を具し、調査認定を依頼しているが、政府はどう考えるか。

七 組合役員及び組合活動家は、欠格項なしでも昇給させられない。すなわち、七月期四名内二名が、肩に手をかけて入場を一時拒否した事実があるが、なぜに國労上級機関役員の入場を拒否するのか、また何故に右記両委員の内情調査を一時的にせよ拒否するのか。

八 新潟地方本部新津車掌区分会主席助役は、指導車掌、教導車掌會議で三名の組合員に第二組合に入ることによつて、國労に対し、不当労働行為を指示し、かつ、その者は組合役員であり組合活動家である。この事実は明らかに差別待遇をなしたものと思うがどうか。

九 二月十九日、電氣部長が休憩時間内における集会を禁止するといつたが、現在もこれが伝承されている。暮や麻雀ならば、よいといつた事実があるが、いかなる権限をもつて休憩時間中の集会を拘束できるのか。

十 昨年九月六日午後二時より各職場の作業を中止せしめ、國労新潟地方本部闘争批判書なるものをよみ、各組合員に意見を求めるとい

う、また、新津車掌区の野球部慰安工作をやめるよう強要し、それを拒否した國労役員は一ヶ月の昇給がなかつた事実があるが、いざれも不正事務行為、不當労働行為にはかならないと思うが、どうか。

十一 新組合の分会設立は一月二十八日であるが、一月二十七日一部職員から「分会結成大会のため二月八日の十五時から半休をもらいたい旨の届出があり、分会結成の気運のあることは推察していたが、具体的な内容については了知を願いたい。

十二 さらに、これらの事実を當局は充分調査して、企業の正常な運営を確保する意図はあるが、また、かかる不當労働行為を指示し、かつ、その指令によつて、國労に対し、不当介入、若しくは、差別待遇をなしていられる職員及び公安職員に対し、政府はいかなる措置を講じてあるか。以後このような事実が明白になつた場合、政府はいかなる措置を講ずるかを明確にしてもらいたい。

十三 従つて電修場長及び事務助役が新組合の結成に当つて暗躍しこれを助成したという事実はない。

十四 同電修場においては、毎月一回業務上の連絡打合せのため、職場主主任技工長会議を開いているが、主任技工長会議を開いているが、

十五 一月三十日の同会議の席上、職場主任、技工長に業務管理者として労働問題の認識を深めるために、

十六 國労及び第二組合の性格について説明をした事実はあるが、これは業務管理上必要な説明であつて、ど

ちらの組合に所属した方がよいか

〔別紙〕

衆議院議員石田有全君提出國鐵労働組合新潟地方本部管内の不當労働行為の実態に関する質問

に対する答弁書

答弁書を送付する。

衆議院議員石田有全君提出國鐵労働組合新潟地方本部管内の不當労働行為の実態に関する質問

〔別紙〕

衆議院議員石田有全君提出國鐵労働組合新潟地方本部管内の不當労働行為の実態に関する質問

〔別紙〕

等の言動を行つた事実はない。従つて職制をこえた行為であるとは考えられない。

三 一月二十八日新組合結成後、國労の新組合員奪還の動きははげしく地本の役員等の説得行動が通常説得の範囲をこえて勤務時間中の職員に対しても行われ業務の正常な運営が阻害されるおそれがあつたので、地本役員等の入場を拒否した。

これに対し地本役員は多数をもつて入場を強要したので二月五十九時三十分から公安職員十名を配置することにし、中には公安職員によつて強制排除された者もでた。

次に二月二十日午前中地労委労働者側委員山田委員(元国労役員)が場長に面会を求めたが場長不在のために、午後來訪されたい旨を伝えたが山口委員は「職権により現場を見る」と言つて入場した(これには助役が同行した)。又人権擁護委員渡辺委員(國労顧問弁護士)は、地本支部役員等數名と同行してきたので直ちに渡辺氏と判別できる状況ではなく、本人の申出により初めてこれを了解し場長室に案内した。従つて地本役員等の入場の拒否は業務の正常な運営確保のために必要な措置と考えられる。又両委員の調査について

はこれを不當に妨害又は拒否した事実はない。

四 一月十九日新鐵局電氣部長が技工長高崎某(電修場分会委員長)と会見し職場規律の確立という観点から、業務に対する協力と部下の指導方について努力してもらいたい旨を希望したが、この際電氣部長は、職場規律をみだし業務の運営に支障を与えるおそれのある場合にあつてはたとえ休憩時間中であつても職場内で集会することを禁止する場合もあるといふ主旨を述べた。これは組合員の勤務時間外の集会を禁止するということではなく、職場規律を維持するために必要なときは職場内での集会を許可しない場合もあるといふ主旨である。組合側は実際に構内広場電修場構外等において休憩時間中の職場集会を開催しているがこれに対する当局側は何等不當な介入をした事実はない。

五 八月中旬頃から九月頃にかけて新潟鐵道管理局で作成した「新潟闘争の概況」についてその要点を業務研究会の席上説明したことは事実である。電修場組合員もこの闘争に際して新津駅のピケ等に参加したこともあり場長としては部下の職員に今後このような行為をくり返させたくないという配慮から、七月園争の状況を説明し、業務の正

常な運営を阻害しないように、いましめるとともに、職場規律の維持を職員に徹底させるために、注意を喚起したものであつて、職権の乱用であるとは考えられない。

六 国鉄は「労働組合に所属する者等の確認方について」(三三一年七月)といふ依命通達をもつて各機関の長に対して職員の組合所属を明らかにするように措置させたが、これは昨年の賃金改訂に当たり一時國労と機労との俸給表の取扱を異にしたため、職員の組合別所属を明らかにする必要があり又組合賃の控除を行つていた当時、賃金からの控除についての当局側担当者と組合員との紛争をさけ会計事務を円滑にする必要があつたためである。

本調査表について、給料からの控除に必要であるから提出するよう命じたことはあるが質問書に記されているような事実はない。又当局が某温泉で忘年会を催した云々とあるが、これは車掌区の内勤者(区長、助役、庶務掛等)の積立金でおこなつた忘年会(十二月二十一日月岡温泉)のことと思われるが、これは年一回職場の有志による懇談会であり当局の主催するものではない。この席上でも指摘のような事実はなかつたと判明した。

なお、不当労働行為の事実が明白になつた場合は法の定めるところにより措置することは勿論である。

右答弁する。

七 国鉄の昇給資金の配布率は昨年セント程度であり昇給の有資格者十二パーセントの昇給率となり資格者全員が昇給するようにはなつていない。

昇給にあたつては本人の勤務成績が重要な要素になるが、これは現場長の判定によつて決めるに

しては御質問の様な不当労働行為等がら不当労働行為とまぎらわしい事実が仮にあるとすれば甚だ遺憾であるので、今後とも管理者側の労働教育についてはさらに力を注ぐよう監督するつもりである。

いる。これは國労に対しても同様である。

更に又野球部慰安会の席上で國労役員に対して復帰工作をやめるように強要したことはない。したがつてこれを拒否した役員に対してこの拒否を理由として昇給させなかつた事実もない。

以上とのおり当方の調査したところでは御質問の様な不当労働行為等が強要したことではない。したがつてこれを拒否した役員に対してこの拒否を理由として昇給させなかつた事実もない。

八 新津車掌区は昨年三十二名の車掌見習の養成を行つたのでその実績検討と将来の対策を研究するため二月六日、七日の両日にわたり教導車掌会議を開いたが会議終了後簡単な会食をしてこん談し、その席上(梅屋旅館)談たまま組合問題にふれたものと思われるが指摘のような事実はないことが判明した。

なお、不当労働行為の事実が明白になつた場合は法の定めるところにより措置することは勿論である。

右答弁する。

次に第二組合結成の中心人物四人に対して勤務につかなかつたに

衆議院会議録第二十四号中正誤

四四二三経論
一六二否定
不安

明治二十五年三月二十一日第二種郵便物認可

定額一部十五円
(印)良質紙は二十円
 (配達料金は一円)
 発行所
 東京都新宿区市谷本村町一五
 大藏省印刷局
電話九段西三丁目六官報課

たばこ専売法の一部を改正する法律
右の内閣提出案は本院において修正
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年三月二十八日

参議院議長 松野 鶴平

来議院議長益谷秀次殿

(參議院法第十四条に依る)

第五条に次の二項を加える。
前項の価格は、生産費及び物価
その他の経済事情を参考して、耕
作者が適正な対価を得ることを
できるよう定めなければならない
い。

4 公社が第二項の価格を定めよう
とするときは、公社の監査は、あ
らかじめたばこ耕作審議会にはか
り、その意見を聞かなければなら
ない。

第二章中第二十六条の五の次に次の
一条を加える。
(たばこ耕作審議会)

第二十六条の六 公社の総裁の諮問
に応じ、たばこの耕作に関する重
要事項を調査審議するため、公社
にたばこ耕作審議会(以下「審議
会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項
について、公社の総裁に建議する
ことができる。

3 審議会は、委員九人以内で組織
する。
4 委員は、耕作者を代表する者及
び学識経験のある者のうちから公
社の総裁が委嘱する。

文を掲ぐ。(小字及び一は修正)
第五条に次の二項を加える。
前項の価格は、生産費及び物価
その他の経済事情を参考して、耕
作者が適正な対価を得ることを
できるよう定めなければならない
い。

第五条に次の二項を加える。
前項の価格は、生産費及び物価
その他の経済事情を参考して、耕
作者が適正な対価を得ることを
できるよう定めなければならない
い。

4 公社が第二項の価格を定めよう
とするときは、公社の監査は、あ
らかじめたばこ耕作審議会にはか
り、その意見を聞かなければなら
ない。

第二章中第二十六条の五の次に次の
一条を加える。
(たばこ耕作審議会)

第二十六条の六 公社の総裁の諮問
に応じ、たばこの耕作に関する重
要事項を調査審議するため、公社
にたばこ耕作審議会(以下「審議
会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項
について、公社の総裁に建議する
ことができる。

3 審議会は、委員九人以内で組織
する。

4 委員は、耕作者を代表する者及
び学識経験のある者のうちから公
社の総裁が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。
前各項に定めるもののはか、審
議会に關し必要な事項は、政令で
定める。

たばこ耕作組合法案
右の議案を提出する。
昭和三十二年五月一日

提出者

竹山祐太郎

有馬英治

植木庚子郎

遠藤三郎

小澤佐重喜

大平正芳

奥村又十郎

加藤高藏

上林山榮吉

川島正次郎

吉川久衛

久野忠治

黒金泰美

志賀健次郎

周東英雄

杉浦武雄

助川良平

高瀬傳

高橋頼一

床次徳二

中馬辰猪

夏堀源三郎

内藤友明

橋本龍伍

野田卯一

古川丈吉

藤枝泉介

前田房之助

栗山博

三浦一雄

山下春江

森山欽司

阿左美廣治外百九十七名

賛成者

たばこ耕作組合法案
目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 事業(第八条)

第三章 組合員及び会員(第九
条—第十四条)

第四章 管理(第十五条—第三十
七条)

第五章 設立(第三十八条—第四 十四条)

第六章 解散及び清算(第四十五 条—第五十四条)

第七章 監督(第五十五条—第五 十九条)

第八章 罰則(第六十条—第六十 二条)

附則

第一章 総則

第二章 事業

第三章 葉たばこの生産上必要な試験 及び収納

第四章 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五章 災害による葉たばこの生産に 対する共済

第六章 葉たばこの生産上必要な試験 及び収納

第七章 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八章 災害による葉たばこの生産に 対する共済

第五条 組合は、その名称中に、次 の文字を用いなければならない。

第六条 地区たばこ耕作組合にあつて は、たばこ耕作組合

第七条 たばこの耕作の經營及び技術 の向上に關する指導及び宣伝

第八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九条 その他の資材の共同購入

第十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第十一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第五十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第六十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第七十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第八十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第九十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百一一条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百二十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百三十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百四十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百五十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百六十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百七十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百八十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第一百九十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二百一十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二百二十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二百三十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二百四十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二百五十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二百六十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二百七十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二百八十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第二百九十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三百一十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三百二十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三百三十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三百四十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三百五十五条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三百六十六条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三百七十七条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三百八十八条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第三百九十九条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四百一十条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四百二十二条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四百三十三条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給

第四百四十四条 葉たばこの生産上必要な肥料 の供給</

ては、その違反する契約の部分は、その团体協約の内容に従つて契約したものとみなす。

第三章 組合員及び会員

第九条 地区組合又は会員の資格

「地区組合」という。の組合員たる資格を有する者は、その地区組合の地区内に住所を有するたばこの耕作者(たばこ専売法第五条第一項にいう耕作者をいう)。以下同じ。

組合員である者がたばこの耕作者でなくなりたばこの耕作者でなくなつた場合(耕作の許可の取消又は耕作の引継によりたばこの耕作者でなくなりたばこの耕作者を除く)においては、そ

の者は、そのたばこの耕作者でなくなりた日以前における最近の耕作の許可のあつた日の属する年の翌年三月三十一日(同日前に新たに耕作の許可又は不許可の通知を受けたときは、その通知を受けた日)までは、引き続き、なほ組合員たる資格を有するものとする。

たばこ耕作組合連合会(以下「連合会」という。)の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区的第一部を地区とする地区組合とする。

たばこ耕作組合中央会(以下「中央会」という。)の会員たる資格を有する者は、連合会及び都道府県の区域内に存する地区組合が一個である場合におけるその地区組合とする。

(議決権及び選挙権)

組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)は、各二個の議員

決権及び役員又は代理員の選挙権を有する。

組合員は、定款で定めるところにより、第二十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行ふことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、組合員たる資格の喪失について脱退する。

組合員たる資格の喪失について脱退する。

前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

代理人は、組合員たる資格の喪失について脱退する。

に予告し、事業年度の終において脱退することができる。

前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

組合員は、次の事由によつて脱退する。

組合員たる資格の喪失

死亡又は解散

除名

組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日十日前までにその組合員に対する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

組合員につけた組合員による経費の負担にかかることがない。

組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員による義務を怠つた組合員

組合員の加入及び脱退に関する規定

経費の分担に関する規定

会計に関する規定

役員の定数、任期及び選挙に関する規定

公告の方法

その他定款に記載することを必要とされる事項

(規約)

次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

総会又は代理員会に関する規定

次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約を適用してはならない。

組合員の定数、任期及び選挙に関する規定

組合員に関する規定

役員に関する規定

組合員に関する規定

役員に関する規定

組合員に関する規定

役員に関する規定

組合員に関する規定

役員に関する規定

組合員に関する規定

役員に関する規定

組合員に関する規定

ときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)にばかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

設立当時の役員にあつては、創立総会にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

設立当時の理事が、前項の規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

設立当時の役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

2 議長は、総会において選任する。
 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)
 第三十五条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更。
- 二 解散又は合併。
- 三 組合員の除名。

(総会についての民法等の適用)
 第三十六条 総会については、民法第六十四条(総会の議決事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、又は商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第二十五条」と読み替えるものとする。

(代議員会)
 第三十七条 組合員の総数が三百人をこえる地区組合は、定款で定めることにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。

2 代議員は、組合員でなければならぬ。

3 代議員の定数は、定款で定める。ただし、組合員の総数が千人未満の地区組合にあつては四十人以上、千人以上の地区組合にあつては五十人以上でなければならない。

4 代議員の任期は、三年以内にして定款で定める期間とする。

5 代議員の選挙については、第七条第三項及び第四項の規定を準用する。

6 代議員会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十条第一項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは、「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「一人」と読み替えるものとする。

7 代議員会においては、前項の規定にかかわらず、代議員の選挙並びに第三十五条第一号及び第二号の事項について議決することができきない。

(第五章 設立)

8 創立総会については、第十条、第十三条第一項及び第三項、民法第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第二十五条」と読み替えるものとする。

(発起人)
 第三十八条 地区組合を設立するには、その組合員となる者十人以上の者が発起人となることを要する。

2 連合会を設立するには、その会員となるうとする二以上の地区組合が発起人となることを要する。

3 中央会を設立するには、その会員となるうとする二以上の連合会が発起人となることを要する。

(創立総会)
 第三十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも十四日前までにしなければならない。

3 中央会の創立総会は、連合会の過半数の同意を得なければ、開くことができない。

4 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。

6 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて、その会員までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。

7 創立総会については、第十条、第十三条第一項及び第三項、民法第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第二十五条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)
 第四十一条 発起人は、総立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を公社に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、公社の要求があるときは、組合の設立に關する報告書を提出しなければならない。

3 公社は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

4 公社が第四十条第二項の規定により報告書の提出の要求を發したときは、その日からその報告書が公社に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

5 組合員が一人となつたこと。

6 第五十九条第一項の規定による解散の命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、公社の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

2 発起人が不認可の取消を請求する場合は、組合の設立に關する報告書を提出しなければならない。

3 認可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除いては、設立の認可をしない。

4 第四十二条 公社は、前条第一項の事業計画の設定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5 創立総会においては、前項の登記を修正することができる。

6 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする公社の処分に違反するとき。

7 事業を行うための適切な条件を欠く等その目的を達成することができない。

8 公社が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合においては、発起人は、公社に対し、認可の通知を發しなければならない。

(成立の時期)
 第四十四条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 組合が設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、公社は、當該認可を取り消すことができる。

3 第六章 解散及び清算

(解散の事由)
 第四十五条 組合は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 合併
- 三 破産

4 定款で定める解散事由の発生

5 組合員が一人となつたこと。

6 第五十九条第一項の規定による解散の命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散は、公社の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

昭和三十三年四月四日 衆議院会議録第二十五号(その二) たばこ耕作組合法案

(合併の手続)

第四十六条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならぬ。

2 合併は、公社の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

第四十七条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第三十五条の規定を準用する。

(合併の時期)

第四十八条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(合併の効果)

第四十九条 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に関し、行政庁又は公社の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む)を承継する。

(清算人)

第五十条 組合が解散したときは、

合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人と総会の議決を経なければならぬ。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 合併は、公社の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

第四十七条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第三十五条の規定を準用する。

(清算事務)

第五十一条 清算人は、就職の後退席なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めるなければならない。

(財産分配の制限)

第五十二条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

(清算報告書)

第五十三条 清算事務が終ったときは、清算人は、遅滞なく清算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(解散等についての民法等の準用)

第五十四条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十七条から第八十三条まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条、第二項、第三十六条、第三十七条规定を准用する。

(報告の徴収)

第五十五条 組合は、次の各号に掲げる場合においては、公社の定めるところにより、必要な事項を公社に届け出なければならない。

2 規約を設定し、変更し、又は廃止したとき。

3 役員の氏名又は住所に変更があつたとき。

(報告の徴収)

第五十六条 公社は、組合から、当該組合が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約を守つているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用者、事業の分量その他の組合の一般的状況に関する資料であつて組合に掲する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

(清算人)

第五十七条 次の各号に掲げる場合においては、公社は、組合の解散を命ずることができる。

(清算報告書)

第五十八条 公社は、第五十六条の規定による報告を徴した場合又は前条の規定による検査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約を反し、又は組合の運営が不适当であると認めるときは、この法律の目的を達成するため必要な限度において、当該組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 組合が前項の命令に従わないと認められるときは、この法律の目的を達成するため必要な限度において、当該組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(清算報告書)

第六十一条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一円以下の過料に処する。

2 この法律の規定に基いて組合が行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

2 この法律に基く命令の規定による登記を怠つたとき。

3 第十二条の規定に違反したとき。

法行為能力)及び第六十一条第一項(臨時総会の招集)並びに商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)の規定を準用する。

この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第五十条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあり、又は非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは、「日本專売公社」と読み替えるものとする。

第七章 監督

2 公社は、組合の業務若しくは会計が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約に違反する疑があり、又は組合の運営の不當であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

2 公社は、前項の規定による命令をしようとするときは、組合に対し、あらかじめ、その旨を理由を附して通知し、かつ、弁明する機会を与えないなければならない。

四 第十四条第二項後段若しくは第二十九条第四項(これらの規定を第三十七条第六項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第四項の規定に違反したとき。

五 第二十条(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

六 第二十二条(第三十七条第六項又は第五十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

七 第二十三条又は二十四条(これららの規定を第二十九条第五项、第三十七条第六項又は第五十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

八 第二十七条又は二十八条(これららの規定を第三十七条第六項又は第五十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

九 第三十六条(第三十七条第六項において準用する場合を含む。)又は第三十九条第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を記載せしめ、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

十 第五十五条又は第五十三条に記載をしたとき。

十一 第五十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十二 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十三 第五十四条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十五 第五十五条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

十六 第六十二条 第五条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律の施行の際現にその名称中に地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会又はたばこ耕作組合中央会であることを示す文字を用いている者は、昭和三十三年六月三十日までは、第五条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の名称を用いることができる。

2 この法律の施行の際現にその名称中に地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会又はたばこ耕作組合中央会の下に「たばこ耕作組合」とみなす。

3 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

4 改正前のたばこ専売法第二十五条第一項の規定により届け出たたばこの耕作者の団体又はその連合体でこの法律の施行の際現に存するもの(以下「旧たばこ耕作者団体」といふ。)は、昭和三十三年六月三十日までは、改正後のたばこ専売法第二十五条の規定の適用については、たばこ耕作組合とみなす。

5 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

6 昭和二十二年法律第五十四条(たばこ耕作組合)の下に「たばこ耕作組合」の下に「たばこ耕作組合連合会」の下に「たばこ耕作組合」を加える。

7 たばこ耕作組合が昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産の贈与を受けた場合には、当該たばこ耕作組合の当該贈与を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税法の適用については、当該財産の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

9 法人税法(昭和二十二年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

11 第九条第六項中「蚕糸業会」の下に「たばこ耕作組合」を加える。

12 たばこ耕作組合が昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産の贈与を受けた場合には、当該たばこ耕作組合の当該贈与を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税法の適用については、当該財産の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

13 都道府県は、たばこ耕作組合が昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産の贈与を受けた不動産を取得する場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

14 たばこ耕作組合連合会は、あわせてたばこ耕作組合の地位の向上を図り、あわせてたばこ耕作組合連合会の健全な発達に資するため、法人たるたばこ耕作組合を設けることができるところとして、その組織、運営等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

15 第三百四十八条第四項中「塩業組合」の下に「たばこ耕作組合」を加える。

16 たばこ耕作組合が昭和三十三年六月三十日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産の贈与を受けた場合には、当該たばこ耕作組合の当該贈与を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税法の適用については、当該財産の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

17 たばこ耕作組合連合会は、あわせてたばこ耕作組合の地位の向上を図り、あわせてたばこ耕作組合連合会の健全な発達に資するため、法人たるたばこ耕作組合を設けることができるところとして、その組織、運営等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

たばこ耕作組合法案に対する修正
案
たばこ耕作組合法案に対する修正

正
たばこ耕作組合法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中「日本専売公社(以下「公社」という。)の定める区域」を「政令で定める区域」に改める。

第八条第一項第五号中「組合員の受けた損害に対する共済」を組合を直接又は間接に構成する者の受けた損害に対する相互の救済」に改め、同項第八号中「公社」を「日本専売公社(以下「公社」という。)」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同条第二項から同項第八号中「公社」を「日本専賣公社(以下「公社」という。)」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号を第四項まで次のよう改める。

2 前項第三号の事業については、組合と農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会合連合会又は農業協同組合等(以下次項において「農業協同組合等」と総称する。)とは、関係者間ににおいて相互に協調を保つように努めなければならない。

3 大蔵大臣及び農林大臣は、協議の上、第一項第三号の事業につき組合と農業協同組合等との調整を図る必要があると認めるときは、これららの団体に対し、その調整に關し、あつせん若しくは調停を行ひ、又は必要な勧告をすることができる。この場合においては、大蔵大臣及び農林大臣は、あらかじめ、公社のはか農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)第九十八条に規定する行政たる都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

第十五条第一号を削る。
第十七条第二項中「一人」を「二人」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項を同条第五項とする。

第三十七条第一項中「三百人」を「五百人」に改め、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、その定数は、七十人以上でなければならない。

第三十七条第七項中「代議員の選挙並びに第三十五条第一号及び第二号の事項」を「役員の選挙(役員の改選の請求についての議決を含む)及び代議員の選挙をし、並びに第三十五条各号の事項」に改める。

七項及び附則第十一項から附則第十三項まで中「昭和三十三年六月三十日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

附則第二項、附則第四項、附則第七項及び附則第十一項から附則第十三項まで中「昭和三十三年六月三十日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

13 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

十一 たばこ耕作組合法(昭和二十三年法律第一号)

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月二十七日
内閣総理大臣 岸 信介

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律

(特別措置法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定)
第一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。)第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七条の二以下「共済組合法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「公務員共済組合法」という。)の規定により支給される年金のうち、国家公務員共済組合法第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七条の二以下「共済組合法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するもの(以下この条において、それぞれ「退職年金」、「廃疾年金」又は「遺族年金」といふ。)で、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に關する法律(昭和二十八年法律第百六十号。以下「昭和二十八年法律第百六十号」といふ。)第三条の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給(同法第三条第四項において準用する同法第一条第三項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第三条第三項の規定により年金額をもつて改定したものとした場合における年金額をもつて改定したものとの間に六十五歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十五歳に達する月とみなす。

二 昭和三十一年法律第百三十三号の規定により年金額を改定した場合においては、同法別表の仮定俸給(同法第三条第三項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額としたものとの間に六十五歳に達する月をもつて改定したものとした場合における年金額をもつて改定したものとの間に六十五歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十五歳に達する月とみなす。

三 第一条の規定により年金額を改定した場合においては、同法別表の仮定俸給(同法第三条第三項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額としたものとの間に六十五歳に達する月をもつて改定した場合における年金額をもつて改定したものとの間に六十五歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十五歳に達する月とみなす。

応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算出した額に改定する。

一 昭和三十一年法律第百三十三号第二条第二項において準用する同法第一条第二項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金 同法第二条第二項において準用する同法第一条第二項の規定により年金額を改定した場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算出した額に改定する。

3 第一条の規定により年金額を改定された退職年金又は遺族年金を受ける者(遺族年金を受ける妻、子及び孫を除く。)については、その者が六十歳に達する月までは、改定年金額と從前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人に以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて改定年金額と從前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上の者が六十歳に達する月とみなす。

4 第一条中「昭和三十五年七月分以後」とあるのは、退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受ける者で、昭和三十三年十月一日において六十五歳に達しているものについては「昭和三十三年十月分以後」と、同日後昭和三十五年五月三十日までの間に六十五歳に達するものについては「六十五歳に達した日の属する月の翌月分以後」として、同項の規定を適用するものとする。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達した日の属する月の翌月分以後」として、同項の規定を適用するものとする。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十五歳に達する月とみなす。

5 前項の規定により年金額を改定された年金については、昭和三十年六月分までは、改定年金額と從前の年金額との差額の十分の五に相当する金額の支給を停止する。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少いとき

(特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条 特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金

のうち次の各号に掲げるもので、

それぞれ昭和三十一年の仮定俸給

又は昭和二十八年改定の仮定俸給

が三万四千五百円以下であるもの

については、第一号に掲げる年金

につては、昭和三十五年の仮定俸給

後、第二号に掲げる年金にあつては、

は昭和三十三年十月分以後、その

額を当該各号に掲げる額に改定す

る。

一 公務による傷病を給付事由と

する年金 昭和三十一年の仮定

俸給に対応する別表第一の仮定

俸給を俸給とみなし、それぞれ

旧陸軍共済組合、特別措置法第

一条に規定する共済協会又は同

法第二条に規定する外地関係共

済組合が支給した年金の算定の

例(その算定の際俸給月額に乗

べき月数によるものとする)に

より算定した額

二 公務による死亡を給付事由と

する年金又は公務による傷病を

給付事由とする年金 昭

和二十八年改定の仮定俸給に対

応する別表第一の仮定俸給を俸

給とみなし、それぞれ前号に規

定する旧陸軍共済組合、共済協

会又は外地関係共済組合が支給

した年金の算定の例(その算定

の際俸給月額に乘すべき月数に

ついては、公務による死亡を給

付事由とする年金にあつては、

別表第二の上欄に掲げる当該仮

定俸給の区分に応じ同表の下欄

に掲げるところに従い、その率

を二箇月に乘じた月数によるも

のとし、公務による傷病を給付

事由とする年金を受ける権利を

有する者の公務によらない死亡

を給付事由とする年金にあつては、

同法第六条第三項の規定に

より改定された月数によるもの

とする。)により算定した額

二 前項に掲げる年金について

は、昭和二十八年法律第百六十号

第三条又は前項若しくは第五項に

おいて準用する前条第二項の規定

により改定された額が当該各号に

掲げる額に満たないときは、昭和

三十三年十月分以後、その額を當

該各号に掲げる額に改定する。

一 前項第一号に掲げる年金 別

事由とするもの 二万五千八百

七十四円

二 前項第三号に掲げる年金

三万六百円

三 前項第一号に掲げる年金

五万一千円

四 第二項第一号に掲げる年金を受

ける権利を有する者に扶養遺族

(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭

和二十七年法律第百二十七号)第

二十四条に規定する遺族(夫、子、

父、母、孫、祖父又は祖母)があつ

ては、同法第二十五条第一項各号

の条件に該当するものに限る。)を

あるときは、第二項第二号又は

前項第一号に掲げる金額に次に掲

げる金額を加えた金額を当該各号

に掲げる金額として、前一項の規

定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合

二 扶養遺族が二人以上ある場

合

三 前項第一号に掲げる年金のう

それぞれ準用する。この場合において、第一項第二号の規定による年金額の改定の場合について準用する

額の改定の場合について準用する

準となるべき同法別表の仮定俸給)に對応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合の規定を適用して算定した額

は、第一項の規定により改定され

同法第五項中「前項」とあるのは、「第二条第一項第一号」と読み替え

ないときは、昭和三十五年七月分以後、その額を当該各号に掲げる

額に改定する。

一 前項第一号に掲げる年金

五万一千円

二 前項第三号に掲げる年金

三万六百円

三 前項第一号に掲げる年金

五千円

四 第二項第一号に掲げる年金を受

ける権利を有する者に扶養遺族

(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭

和二十七年法律第百二十七号)第

二十四条に規定する遺族(夫、子、

父、母、孫、祖父又は祖母)があつ

ては、同法第二十五条第一項各号

の条件に該当するものに限る。)を

あるときは、第二項第二号又は

前項第一号に掲げる金額に次に掲

げる金額を加えた金額を当該各号

に掲げる金額として、前一項の規

(同法第二条第二項において) 準用する同法第一条第三項の規定により従前の年金額を改定して改定年金額としたものについては、同法第二条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給。以下次項において「昭和二十八年改定の仮定俸給」という。)

の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数については、公務員による死亡を給付事由とする金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給の区分に応じ同表の下欄に掲げることにて従い、その率を二箇月に乘じた月数によるものとする。）により算定した額

3 第一条第二項から第五項までの規定は第一項の規定による年金額の改定の場合について、同条第二項、第四項及び第五項の規定は第二項第一号の規定による年金額の改定の場合について、同条第二項、第三項及び第五項の規定は第二項第二号の規定による年金額の改定の場合について、前条第二項から第四項まで並びに同条第五項中の同条第二項及び第三項に係る部分の規定は前項各号に掲げる年金額について、それぞれ準用する。この場合において、第二項第二号の規定による年金額の改定の場合について運用する第一条第五項中「前項」とあるのは「第三条第二項第二号」と、前条第二項中「昭和三十一年法律第百三十三号第三条又は前項若しくは第五項において準用する前条第二項」とあるのは「前項又は第三項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

（公共企業体の共済組合が支給する年金の額の改定）

金のうち前条の規定の適用を受ける年金に相当するものについて使用する。

は、昭和三十五年七月一日から施行する。

法律案

一一、一〇〇円	一二、一〇〇円
一一、五五〇円	一二、三九二円
一二、〇〇〇円	一三、八九二円
一二、四五〇円	一四、三八三円
一二、九〇〇円	一四、八八三円
一三、四〇〇円	一五、一五八円
一四、〇〇〇円	一五、八四二円
一四、六〇〇円	一六、五一七円
一五、八〇〇円	一七、二〇〇円
一六、四〇〇円	一七、八八三円
一七、一〇〇円	一九、二五八円
一七、八〇〇円	一九、六九二円
一八、五〇〇円	二〇、三九二円
一九、二〇〇円	二一、一五八円
二〇、〇〇〇円	二一、九五八円
二〇、八〇〇円	二三、七八五円
二一、六〇〇円	二三、五五八円
二二、四〇〇円	二三、八五〇円
二三、三〇〇円	二四、七五〇円
二四、二〇〇円	二五、七五〇円
二五、一〇〇円	二六、七五〇円
二六、二〇〇円	二七、八五〇円
二七、三〇〇円	二八、九五〇円
二八、四〇〇円	二九、七一七円
二九、五〇〇円	三〇、八一七円

別表第二 仮定俸給		率
二四、四〇〇円をこえ三 五、二二七円以下のもの	一九割。 ただし、仮定俸給が二四、四〇〇円 をこえ二五、〇〇〇円以下の中のものにあつて この割合による。	一九割。 ただし、仮定俸給が二四、四〇〇円と 仮定俸給との差額八〇〇円に〇・五割を加えた割合。
二三、六〇〇円をこえ二 四、四〇〇円以下のもの	二四、二〇〇円以下の中のものにあつては、二二 〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。	二四、二〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
二一、六〇〇円をこえ一 一、六〇〇円以下のもの	二〇割。 ただし、仮定俸給が一、六〇〇円 をこえ一、七〇〇円以下の中のものにあつて は、一、八〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。	二〇割。 ただし、仮定俸給が一、六〇〇円と 仮定俸給との差額八〇〇円に〇・五割を加えた割合。
一一、二〇〇円をこえ一 一、六〇〇円以下のもの	二〇・五割。 ただし、仮定俸給が一、六〇〇円と 仮定俸給との差額八〇〇円に〇・五割を加えた割合。 つては、一、一、五〇〇円を仮定俸給とみなして この割合による。	二〇・五割。 ただし、仮定俸給が一、六〇〇円と 仮定俸給との差額八〇〇円に〇・五割を加えた割合。
一一、一〇〇円をこえ一 一、六〇〇円以下のもの	二〇・五割。 ただし、仮定俸給が一、六〇〇円と 仮定俸給との差額八〇〇円に〇・五割を加えた割合。 つては、一、一、五〇〇円を仮定俸給とみなして この割合による。	二〇・五割。 ただし、仮定俸給が一、六〇〇円と 仮定俸給との差額八〇〇円に〇・五割を加えた割合。
一一、一〇〇円をこえ一 一、六〇〇円以下のもの	二七割。 ただし、仮定俸給が一、六〇〇円と 仮定俸給との差額八〇〇円に〇・五割を加えた割合。	二七割。 ただし、仮定俸給が一、六〇〇円と 仮定俸給との差額八〇〇円に〇・五割を加えた割合。

備考	一年金額の算定の基準となつてゐる昭和二十八年法律第百六十号別表若しくは昭和三十一年法律第百三十三号別表の仮定俸給又は第三条第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつてゐる昭和二十八年法律第百六十号別表若しくは昭和三十一年法律第百三十三号別表の仮定俸給等のうち、五、四〇〇円をこえ満たないもので、この表の上欄に掲げられていないものについては、そのまま該当するこの表の仮定俸給等に対する金額(円位未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をこの表の仮定俸給とする。
三四、五〇〇円	三五、二二七円

た俸給(以下「仮定俸給等」といふ)が五四〇円未満のときは、その仮定俸給等の一・〇九二倍に相当する金額(円位未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をこの表の仮定俸給とする。

二 仮定俸給等のうち、五、四〇〇円をこえ満たないもので、この表の上欄に掲げられていないものについては、そのまま該当するこの表の仮定俸給等に対する金額(円位未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をこの表の仮定俸給とする。

別表第三 障害の等級		年	金額
一	級	一七一、〇〇〇円	
二	級	一三九、〇〇〇円	
三	級	一一一、〇〇〇円	
四	級	七七、〇〇〇円	
五	級	四三、〇〇〇円	
六	級	三二一、〇〇〇円	

備考

一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十九号)別表第二に基づいて大蔵大臣が定めたところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害でそれぞれ恩給法(大正十一年法律第四十八号別表第一号表ノ二)に定める第二項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「七七、〇〇〇円」とあるのは「九四、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

二四割。ただし、仮定俸給が八、七〇〇円以下のものにあつては、八、九〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。

八、七〇〇円をこえ九、〇〇円以下のもの

八、九〇〇円をこえ八、九〇〇円以下のものにあつては、八、九〇〇円をこえ八、九〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。

二四・五割

二四・五割に八、七〇〇円と仮定俸給との差額三〇〇円ことに〇・五割を加えた割合。

二六・五割。ただし、仮定俸給が七、八〇〇円をこえ八、九〇〇円以下のものにあつては、八、〇〇〇円を八、九〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。

二六・五割。ただし、仮定俸給が七、二〇〇円以下のものにあつては、八、三〇〇円を二六・五割とみなしてこの割合による。

二四・五割に八、七〇〇円と仮定俸給との差額三〇〇円とに〇・五割を加えた割合。

理由	旧令による共済組合等からの年金による年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正の内容に準じて改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
第四款 災害給付(第七十一条)	右
第三節 長期給付	国会に提出する。
第一款 通則(第七十二条)	昭和三十三年三月三十一日
第二款 退職給付(第七十六条)	内閣総理大臣 岸 信介
第三款 遺族給付(第八十一条)	国家公務員共済組合法
第四款 遺族給付(第八十八条)	国家公務員共済組合法
第五章 福祉事業(第九十九条)	三年法律第六十九号の全部を改正する。
第六章 費用の負担(第九十九条)	国家公務員共済組合法(昭和二十一年六月三十日施行)
第七章 審査の請求(第一百三十一条)	国家公務員共済組合審議会(第一百十一条)
第八章 国家公務員共済組合審議会(第一百十一条)	附則
第一章 総則(第一条・第二条)	(目的)
第二章 組合及び連合会	イ 組合員の配偶者(届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子、父母、孫、祖父母及び兄弟
第一節 組合(第三条—第二十条)	ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの
第二節 連合会(第二十一条)	ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子、父母、孫、祖父母及び兄弟
第三章 組合員(第三十七条—第三十九条)	一 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
第四章 給付	二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
第一款 通則(第四十条—第五十条)	三 他の被扶養者(配偶者、子、孫、祖父母及び兄弟の被扶養者)
第二款 保健給付(第五十四条)	四 他の被扶養者(配偶者、子、孫、祖父母及び兄弟の被扶養者)
第三款 休業給付(第六十六条)	五 他の被扶養者(配偶者、子、孫、祖父母及び兄弟の被扶養者)
条—第六十九条)	六 他の被扶養者(配偶者、子、孫、祖父母及び兄弟の被扶養者)

に、公務の能率的運営に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを含むものとし、職時に使用される者で政令で定めるもの以外のものを除く。)をいう。
二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。
イ 組合員の配偶者(届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子、父母、孫、祖父母及び兄弟
ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの
ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子、父母、孫、祖父母及び兄弟
一 倉庫
二 警察署に属する職員、都道府県警察に属する警視正以上
の階級にある警察官及び國家公務員共済組合(以下「組合」といふ。)を設ける。
三 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。
一 総理府
二 各省各庁 衆議院、参議院、
三 総理府(内閣を含む)、各省、裁判所及び会計検査院をいう。
四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する職員
五 各省各庁、衆議院、参議院、
六 各省各庁(内閣を含む)、各省、裁
判所及び会計検査院をいう。
七 前項第二号又は第三号の規定の適用上、主として組合員の収入により生計を維持する者の給与で政令で定めるものをいう。
八 調達廳に属する職員
九 消防本部に属する職員
十 警察署に属する職員
十一 都道府県警察に属する警視正以上
の階級にある警察官及び國家公務員共済組合(以下「組合」といふ。)を設ける。
十一 総理府
十二 各省各庁 衆議院、参議院、
十三 総理府(内閣を含む)、各省、裁
判所及び会計検査院をいう。
十四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する職員
十五 法務省 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、中央矯正研修所及び地方矯正研修所に属する職員
十六 大蔵省
一 印刷局に属する職員
二 造幣局に属する職員
三 农林省 林野厅に属する職員
四 厚生省 医務出張所、国立病院及び国立療養所に属する職員
五 通商産業省 アルコール専売事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当时主として組合員の収入により生計を維持するものとみなす。
四 兼務する職員
五 兼務する職員
六 兼務する職員
七 兼務する職員

第三章 合併及び連合会
第一節 組合
二 第二節 組合
三 第三節 連合会
四 第四節 合併

(法人格)
第四条 組合は、法人とする。
 (事務所)
第五条 組合は、各省各庁の長（第八条に規定する各省各庁の長をいふ。）の指定する地に主たる事務所を置く。
第六条 組合は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)
第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 運営審議会に関する事項
五 組合員の範囲に関する事項
六 紙付及び掛金に関する事項
七 審査会に関する事項
八 資産の管理その他財務に関する事項

(運営審議会)
第九条 組合の業務の適正な運営に資するため、各組合に運営審議会を置く。
第十条 運営審議会は、委員十人以内で組織する。
十一条 各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。

(賃金の負担)
第十二条 各省各庁の長は、組合の運営に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。
第十三条 組合は、借入金をしてはならない。ただし、組合の目的を達成するため必要な場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業計画及び予算)
第十五条 組合は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、事業年度開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
第十六条 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十日までに完結しなければならない。

(資金の運用)
第十九条 組合の積立金及び余裕金

の運用は、政令で定めるところに

より、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

二十九年法律第百十五号の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額

に相当する金額として政令で定めなければならない。

二 組合は、責任準備金の額のう

ち、組合が厚生年金保険法（昭和

二十一年法律第百十五号）の規定

による保険給付を行ふものとした場合に必要となるべき積立金の額

に相当する金額として政令で定めなければならない。

二 組合は、事業計画及び予算の重要な事項で政令で定めるものを変更しようとするときは、そのつ

ど、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

(法人格)

第二十二条 連合会は、法人とする。

(事務所)

第二十三条 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 連合会は、必要な地に從たる事務所を設けることができる。

(定款)

第二十四条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会に関する事項

六 長期給付の決定及び支払に関する事項

七 税社事業に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他の組織及び業務に関する事項

十 重要事項

十一 第六条第二項及び第三項の規定は、連合会の定款について準用する。

(登記)

十二 第二十二条、連合会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

十三 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

十四 (民法の準用)

十五 第二十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。

(役員)

第二十七条 連合会に、役員として、理事長一人、理事九人以内及び監事三人以内を置く。

2 前項の理事のうち六人以内及び監事のうち二人以内は、連合会加入組合の事務を行なう組合員をもつて充てる。

(役員の職務及び権限)

第二十八条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して連合会の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(役員の任命)

第三十条 監事は、連合会の業務を監査する。

3 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

4 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

5 前号に掲げる各省政府の長が、その組合に係る各省政府の長が、その組合員のうちから任命する。

6 前項の評議員は、連合会加入組合に係る各省政府の長が、その組合員をもつて組織する。

7 前項の評議員は、連合会加入組合に係る各省政府の長が、その組合員をもつて組織する。

8 前項の評議員は、死亡したとき、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

9 前項の組合員が他の組合を組織する職員となつたときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。

10 前項の組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

11 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

12 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

13 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

14 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

15 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

16 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

17 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

18 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

19 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

20 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

21 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

22 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

23 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

24 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

25 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

26 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

27 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

28 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

29 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

30 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

31 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合の組合員の資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

る者は、役員となることができない。ただし、第二十七条第二項の規定の適用を妨げない。

一 國務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く。)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員

2 前項の理事のうち六人以内及び監事のうち二人以内は、連合会加入組合の事務を行なう組合員をもつて充てる。

3 連合会と取引上密接な関係を有する事業者又はその者が法人であるときはその役員(いかななる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

4 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

5 連合会に、評議員会を設立する。この場合に、評議員会を設立する者は、連合会の代表を代表する。

6 連合会の監事は、連合会の監査官を代表する。

7 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

8 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

9 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

10 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

11 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

12 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

13 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

14 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

15 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

16 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

17 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

18 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

19 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

20 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

21 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

22 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

23 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

24 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

25 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

26 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

27 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

28 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

29 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

30 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

31 連合会の監査官は、連合会の監査官の資格を有する者を含む。

(役員の兼業禁止)

第三十三条 役員は、營利目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

1 大臣と、第十三条第二項「組合」とあるのは「大蔵大臣」(第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により当該各号の職員をもつて組織する組合)の組合員の資格を有する職員については、同項の規定により当該各号の職員をもつて組織する組合の組合員の資格を有する。

2 連合会の役員及び連合会の監査官の資格を有する者は、「連合会の役員及び連合会の監査官」と読み替えるものとする。

第三章 組合員

(組合員の資格の得喪)

第三十七条 職員となつた者は、その職員となつた日から、その属する各省政府の組合員をもつて組織する組合(第三条第二項各号に掲げる職員については、同項の規定により当該各号の職員をもつて組織する組合)の組合員の資格を有する。

2 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

3 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

4 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

5 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

6 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

7 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

8 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

9 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

10 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

11 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

12 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

13 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

14 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

15 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

16 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

17 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

18 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

19 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

20 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

21 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

22 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

23 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

24 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

25 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

26 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

27 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

28 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

29 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

30 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

31 連合会の組合員は、連合会の組合員の資格を喪失する。

四八二

後の組合員期間を合算する。ただし、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、前に退職一時金の基礎となつた組合員期間については、この限りでない。

4 前二項の場合において、同じ月が前後の組合員期間に属するときは、その月は、後の組合員期間には、その月は、後組合員期間には算入しない。

(責任準備金の移換)

第三十九条 組合員(組合員であつた者で退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものと含む)が他の組合の組合員の資格を取得した場合(連合会加入組合の組合員又は組合員であつた者が他の連合会加入組合の組合員の資格を取得した場合を除く)には、もとの組合(連合会加入組合にあつては、又は組合員であつた者が他の連合会)は、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該他の組合(連合会加入組合にあつては、連合会)に移換しなければならない。

2 前項の規定により移換すべき責任準備金の計算については、政令で定める。

第一節 通則

(組合の給付)

第四十条 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは灾害に関し、第五十一条に規定する短期給付を行はか、第五十二条に規定する短期給付を行うことができるもの

とし、また、組合員の退職、廃疾又は死亡に關し、長期給付を行ふものとする。

(給付の決定及び支払)

第四十一条 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基いて、組合(長期給付で連合会加入組合に係るものにあつては、連合会)以下この条、第四十七条、四十八条、第七十五条、第八十三条、第三項、第九十五条、第一百零二項、第一百六条第一項、第

百八条第二項、第一百九条第二項、第一百四十四条及び第一百八十八条において同じ)が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故

が公務により生じたものであるかどうかを認定するに當つては、國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ)に規定する実施機関その他の

2 長期給付の給付額の算定の基準額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて俸給年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて俸給日額とする。

3 給付事由が生じた日の属する月以前一年内に次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者が他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十五条 この法律に基く給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けたことができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これ

定により掛金の標準となつた俸給をいう。以下この条において同じ。)とし、その二十五分の一に相当する金額をもつて俸給日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額とし、その十二倍に相当する金額をもつて俸給年額とし、その三十分の一に相当する金額をもつて俸給日額とする。

3 給付事由が生じた日の属する月以前一年内に次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者が他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十五条 この法律に基く給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けたことができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これ

り一号俸をこえる昇給があつた場合一年前の俸給より一号俸(政令で定める者については、二号俸)上位の俸給

前項の規定の適用については、昇任、転任又はこれらに準ずる措置による俸給の増額は、昇給とみなす。

4 前項の規定の適用については、昇任、転任又はこれらに準ずる措置による俸給の増額は、昇給とみなす。

2 前項の規定の適用については、昇任、転任又はこれらに準ずる措置による俸給の増額は、昇給とみなす。

3 給付事由が生じた日の属する月以前一年内に次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者が他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十五条 この法律に基く給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けたことができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これ

りその者の遺族(弔慰金、遺族年金又は遺族一時金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族)に支給し、支給する。

2 前項の規定の適用については、昇任、転任又はこれらに準ずる措置による俸給の増額は、昇給とみなす。

3 給付事由が生じた日の属する月以前一年内に次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者が他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十五条 この法律に基く給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けたことができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これ

二者の行為によつて生じた場合に
は、当該給付事由に対して行つた
給付の額の限度で、給付を受け
る権利を有する者（給付事由が組
合員の被扶養者について生じた場
合には、当該被扶養者を含む。以
下同様）が第三者に

対して有する損害賠償の請求権を
取得する。

2 前項の場合において、給付を受

ける権利を有する者が第三者から
同一の事由について損害賠償を受
けたときは、組合は、その額の
限度で、給付をしないことができる。
(給付を受ける権利の保護)

第四十九条 この法律に基く給付を
受ける権利は、譲り渡し、担保に
供し、又は差し押えることができ
ない。ただし、年金である給付を
受ける権利を国民金融公庫に担保
に供する場合は、この限りでな
い。

(公課の禁止)

第五十条 租税その他の公課は、組
合の給付として支給を受ける金品
を標準として、課することができ
ない。ただし、退職給付及び休業
手当金については、この限りでな
い。

第二節 短期給付

(短期給付の種類)

第五十一条 この法律による短期給
付は、次のとおりとする。
一 療養の給付及び療養費
二 家族療養費
三 出産費
四 配偶者出産費

五 育児手当金 六 埋葬料 七 家族埋葬料 八 傷病手当金 九 出産手当金 十 休業手当金 十一 引慰金 十二 家族弔慰金 十三 災害見舞金 (附加給付)

第五十二条 組合は、政令で定める
ところにより、前条各号に掲げる
給付にあわせて、これに準ずる短
期給付を行うことができる。
(被扶養者に係る届出及び給付)

第五十三条 新たに組合員となつた
者に被扶養者の要件を備える者が
ある場合又は組合員について次の
各号の一に該当する事実が生じた
場合には、その組合員は、大蔵省
令で定める手続により、その旨
を組合に届け出なければならない。
一 新たに被扶養者の要件を備え
る者が生じたこと。
二 被扶養者がその要件を欠くに
至つたこと。
三 被扶養者に係る給付は、新たに
組合員となつた者に被扶養者とな
るべき者がある場合にはその者が
前項第一号に該当する事実が生じ
た場合にはその事実が生じた日か
ら、それを行ふものとする。ただし、
同号の規定による届出がそ
の事実の生じた日から三十日を経
過した後にされた場合には、その
届出を受けた日から行ふものとす
る。

第二款 保健給付 (療養の給付)

第五十四条 組合は、組合員の公務 によらない病氣又は負傷について 次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護

六 移送

(療養の機関及び費用の負担)

第五十五条 組合員は、前条第一項
第一号から第四号までに掲げる療
養の給付を受けようとするとき

は、次に掲げる医療機関又は薬局
から受けるものとする。

一 組合（連合会加入組合にあつ
ては、連合会を含む。）の経営す
る医療機関又は薬局

二 組合員（他の法律に基く共済
組合で療養の給付に相当する給
付を行ふものの組合員を含む。）
のための療養を行うことを目的
とする医療機関又は薬局で組合
員の療養について組合が契約し
ているもの

三 保険医療機関又は保険薬局
(健康保険法(大正十一年法律第
七十号)第四十三条第三項第一
号に規定する保険医療機関又は
保険薬局をいう。以下同じ。)

四 前条第四項の規定は、前項に規
定する療養に要する費用の算定に
ついて準用する。

(家族療養費)

第五十七条 被扶養者が第五十五条
第一項各号に掲げる医療機関又は
薬局から療養を受けたときは、そ
の療養に要した費用につき、組合
員に家族療養費を支給する。

二 家族療養費の額は、療養に要す
る費用の百分の五十に相当する金
額とする。ただし、現に当該療養
に要した費用の百分の五十に相当
する金額をこえることができな
い。

三 被扶養者が第五十五条第一項第
一号に掲げる医療機関又は薬局か
ら療養を受けた場合において、組
合がその被扶養者の支払うべき療
養に要した費用のうち家族療養費

の規定の例により算定した一部負
担金（以下「一部負担金」という。）
に相当する金額を当該医療機関に
支払うものとする。ただし、同項第
二号に掲げる医療機関から受ける
場合には、組合は、運営規則で定
めることにより、一部負担金を
減額し、又はその支払を要しない
ものとることができる。

二 号又は第三号の医療機関又は
薬局から第五十四条第一項第一号
に掲げる医療機関に支払うべき療
養に要した費用をこれらの医療機
関又は薬局に支払った場合におい
て、組合が必要と認めたときは、療
養の給付に代えて、療養費を支給
することができる。

第二款 保健給付 (療養の給付)

第五十四条 組合は、組合員が前条第一項第 二号に掲げる医療機関又は

薬局から第五十四条第一項第一号
に掲げる医療機関に支払うべき療
養に要した費用をこれらの医療機
関又は薬局に支払った場合におい
て、緊急その他やむを得ない事情
によりその費用をこれら医療機
関又は薬局に支払った場合におい
て、組合が必要と認めたときは、療
養の給付に代えて、療養費を支給
することができる。

五 前各号に掲げるもののほか、

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出席した場合について準用する。

2 組合員で被扶養者のないものが病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の百分の六十に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の傷病については、第一項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から通算して六月間(結核性の病気については、三年間)とする。

4 第五十九条第二項の規定は、傷病手当金の支給について準用する。

5 第三項の場合又は前項において準用する第五十九条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

6 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合には、その期間内は、支給しない。

(出産手当金)

第六十八条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号について)は、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間(一日につき俸給日額の百分の六十に相当する金額)を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一 被扶養者の病気又は負傷

二 組合員の配偶者の出産

三 組合員の公務によらない不慮の災害

四 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭

第六十七条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日前四十二日以内及び出産の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

(傷病手当金)

第六十九条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給の全部又は一部を受けける場合には、その受けれる金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(休業手当金)

第七十条 組合員又はその被扶養者のが水難火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については俸給の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(灾害見舞金)

第七十一条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を俸給に乗じて得た金額を支給する。

(長期給付の種類)

第七十二条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一 退職年金

二 減額退職年金

三 退職時金

四 廃疾年金

五 廃疾一時金

六 遺族年金

七 遺族一時金

2 長期給付に関する規定は、次に掲げる職員である組合員のうち国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)の適用を受ける者に限り、適用する。

3 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者は、退職一時金は、支給しない。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者は、退職一時金は、支給しない。

3 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者は、退職一時金は、支給しない。

2 長期給付に係る規定は、次に掲げる職員である組合員のうち国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)の適用を受ける者には、当該給付を受ける者に有利ないそれか一の給付を行らるものとする。

1 郵政事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

2 第三条第二項第三号及び第六号に掲げる職員

3 国有林野事業特別会計においてその俸給を支弁する職員

4 (年金の支給期間及び支給月)

第五十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それを前の前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給す

(退職年金)

第七十六条 組合員期間が二十年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、俸給年額の百分の四十に相当する金額の者のが死亡するまで、退職年金を支給する。

3 退職年金の額は、その金額にそのこえる年数(組合員期間が二十年をこえると(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この節において同じ。)一年につき俸給

年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額とする。ただし、その額が三万四千八百円より少ないとときは、三万四千八百円とし、その額が俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、その金額に止める。

3 退職一時金又は廢疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給する場合には、第一項の退職年金の額は、前項の規定により算定した金額からそれぞれ第一号又は第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

4 退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、俸給年額の百分の一・四に相当する金額

二 当該退職一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月末満の端数があるときはこれを一月とし、十二月をこえるときは十二月とする。）を十二月から控除した月数を俸給に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額

（退職年金の停止）

第七十七条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳未満であつても、その者が別表第三の上欄に掲げる程度の廢疾の状態にあるときは、その額が俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、その金額に止める。

3 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前年を除く。における所得金額が六十万円をこえるときは、その者に支給する退職年金の額が十二万円を下らない限度において、その年の翌年六月から翌年五月までの分として支給すべき退職年金の額のうち、所得金額から六十万円を控除した残額（一万円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額）を一万円で除し、これに千分の二・五を乗じて得た割合（百分の五十五をこえるときは、百分の五十五）を当該退職年金の額に乗じて得た金額の支給を停止する。

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和十二年法律第二十七号）その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総額山林所得金額の合計額をいうものとし、当該金額のうち退職年金の額以外のものは、政令で定めることにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である周、その支給を停止する。

3 退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乘じて得た金額を減じた金額とする。

4 第七十七条第一項、第四項及び第五項並びに前条前段の規定は、減額退職年金について準用する。

5 第前項において準用する前条前段の規定により改定した減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額のその算定の基準となつた俸給年額に対する割合に、再び組合員となつた期間の年数一年につき百分の一・五を加え、これを再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳と再び退職した場合におけるその者の年齢と

（退職年金の改定）

第七十八条 前条第一項の規定により退職年金の支給を停止されているところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

3 痘疾年金（以下「公務による瘡疾年金」という。）については、公務傷病について国家公務員災害補償法第十条の規定による療養補償又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者にあつては、「公務傷病がなおつた時又は同法第十九条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、同項第二号の規定による瘡疾年金（以下「公務によらない瘡疾年金」という。）については、第五年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

（減額退職年金）

第七十九条 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望することを組合に申し出たときは、その者が死亡するまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、退職年金は、支給しない。

2 退職年金は、前項の規定による場合のほか、これを受ける権利を有する者が五十五歳未満であるときは、五十五歳未満である周、その支給を停止する。

3 退職年金の額は、廢疾の程度に応じ俸給年額に別表第三の上欄に掲げる程度の廢疾の状態にあるときは、その額が俸給年額の百分の一・五に相当する金額とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないとときは、当該金額とし、その額が俸給年額を乗じて得た割合を百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合とする。

4 第八十条 組合員期間三年以上二十一年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額とする。

（第三款 瘴疾給付）

第八十一条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に該当するときは、その者が死するまで、瘡疾年金を支給する。

1 痘疾の状態になつた時又はその期間内に公務により病氣にかかり、又は負傷した組合員 その公務による傷病（以下「公務傷病」という。）の結果として、退職の時に別表第三の上欄に掲げる程度の瘡疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の瘡疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

2 組合員となつて一年以上経過した後に公務によらない病氣にかかり、又は負傷した者、その傷病の結果として、退職の時に別表第三の上欄に掲げる程度の瘡疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の瘡疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

3 痘疾の状態になつた時又はその期間内に公務により病氣にかかり、又は負傷した者、その傷病の結果として、退職の時に別表第三の上欄に掲げる程度の瘡疾の状態にあるとき、又は退職の時から五年以内に同欄に掲げる程度の瘡疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき。

4 第八十二条 公務による瘡疾年金の額は、瘡疾の程度に応じ俸給年額に別表第三の中欄（に掲げる率を乗じて得た金額（組合員期間が二年をこえるときは、そのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加えた金額）とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないとときは、当該金額とし、その額が俸

当するときは、そのこえる年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を加えた金額。

四、組合員期間十年未満の者で公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合(俸給年額の百分の十に相当する金額)

2、前項の規定による遺族年金の額が二万一千円に満たないときは、これを二万一千円とする。(遺族年金の停止)

第八十九条 夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第九十条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該権利を有する者の受けべき遺族年金の支給を停止することができる。

2、前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。(遺族年金の失権)

第九十一条 遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該

当するに至つたときは、その権利を失う。

一、死亡したとき。
二、婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときは、舍む)。

三、三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四、死亡した組合員であつた者の親族関係が離縁によつて終了したとき。

五、子又は孫で別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

六、別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

(公務による遺族年金と遺族補償との調整)

第九十二条 第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金は、國家公務員災害補償法第十五条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償を支給する事由が生じた時から六年間、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額の百分の二十に相当する金額を支給を停止する。

(遺族一時金)

第九十三条 組合員期間が三年以上十年未満である組合員が公務傷病によらないで死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2、遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第二

に定める日数を乗じて得た金額とする。

第四節 給付の制限

第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、廃疾、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせたときは、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、また、当該廃疾について、第八十三条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する級以下の級に該当するものとする。

第五十五条 組合がこの法律に基く給付の支給に關し必要があると認め、その支給に係る者につき診断を受けべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十六条 組合員若しくは組合員を受けるべき者が組合員、組合員の給付を含む。(以下この項及び第一百二十二条第三項において同じ。)を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させたときは、その者は、当該遺族給付は、行わない。

組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

二、組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営の給付を含む。(以下第百六十六条において同じ。)は、組合員の福利の増進に資するため、次に掲げる事業を行なうことができる。

三、組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付。

四、組合員の臨時の支出に対する貸付。

五、組合員の需要する生活必需物質の供給。

六、その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの。

2、前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。

第六章 費用の負担

第三十九条 組合の給付に要する費用は、次に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。

が再び組合員となり、かつ、再び退職したときは、当該長期給付の基礎となつた組合員期間に係る年金である給付でその者に支給すべきもの額は、これらの規定による

給付の制限の程度に応じ政令で定める金額を第三節の規定により算定した金額から控除した金額とする。

第五章 福祉事業

第九十八条 組合(連合会を含む)以下第百六十六条において同じ。)

は、組合員の福利の増進に資するため、次に掲げる事業を行なうこと

ができる。

一、組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営の給付を含む。(以下第百六十六条において同じ。)

は、組合員の福利の増進に資するため、次に掲げる事業を行なうこと

ができる。

二、組合員の利用に供する財産の

取得、管理又は貸付。

三、組合員の時金の受入又はその運用

四、組合員の臨時の支出に対する貸付。

五、組合員の需要する生活必需物質の供給。

六、その他組合員の福祉の増進に

資する事業で定款で定めるもの。

2、前項に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、

短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額の範囲内とする。

3、組合員期間に係る年金である刑の執行を受ける者に支給すべき給付は、その刑の執行を受けるその組合員期間に処せられたる刑の執行を受ける者に支給すべき給付は、その刑の執行を受けるその組合員期間に処せられたる刑の執行を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

2、この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正當な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、廃疾若しくは死亡若しくはこれららの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病気若しくは廃疾の程度を増進させ、

が再び組合員となり、かつ、再び退職したときは、当該長期給付の基礎となつた組合員期間に係る年金である給付でその者に支給すべきもの額は、これらの規定による

給付の制限の程度に応じ政令で定める金額を第三節の規定により算定した金額から控除した金額とする。

四、前項若しくは第三項又は前項第一項の規定の適用を受けた者

昭和三十三年四月四日 衆議院会議録第二十五号(その二) 国家公務員共済組合法案

一 短期給付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る次項の勘定及び負担金の額とが等しく

二・長期給付に要する費用について

の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつ

同項の掛金及び負担金の額が平均的になるように定める。

各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金

百分の五十、國の負担金百分の
五十

百分の四十五、國の負担金百分
の五十五

百分の五十、国の負担金百分の
五十

事務を除く。)に要する費用
の負担金百分の百

事務に要する費用に充てるため国
が負担すべき金額は、毎年度、国

専従職員（國家公務員法第九十
八条の職員團体又は公共企業體等

二百五十七号) 第三条の労働組合

(以下「職員団体」と総称する)の事務にもつぱら從事する職員である組合員をいう)である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び國の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」と、同項第一号から第三号まで中「國の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

(掛金)

第一百条 掛金は、組合員の資格を喪失した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徵収するものとする。この場合において、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に更に組合員の資格を取得したときは、当該資格の取得によるその月の掛金は、徵収しない。

2 掛金は、大蔵省令で定めるところにより、組合員の俸給を標準として算定するものとし、その俸給と掛け金との割合は、組合の定数で定める。

3 組合員のうち俸給の額が七万五千円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が七万五千円であるものとみなす。

(掛金等の給与からの控除)

第一百一条 組合員の給与支給機關は、毎月、俸給その他の給与を支給する際、組合員の給与から掛け金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この項において同じ。)の

給与支給機関は、組合員が組合に對して支払うべき掛金以外の金額を又は前項の規定により控除してねい込まれなかつた掛け金の金額を支給するときは、俸給その他の給与(国庫公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基く退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項において同じ。)を支給する際、組合員の俸給その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならぬ。

3 連合会加入組合は、長期給付に充てるべき掛金については、前項の規定による払込があることにより、これを連合会に払い込まなければならぬ。

(負担金)

第百二条 各省各庁の長又は職員团体は、それぞれ第九十九条の規定により國又は職員团体が負担すべき金額を、毎月組合に払い込まなければならない。ただし、連合会に加入組合に係る長期給付の事務を要する費用は、大蔵大臣が直接連合会に払い込むものとする。

2 前項の規定による負担金の支払について、概算払をすることをできる。この場合においては、該事業年度末において、精算するものとする。

3 連合会加入組合は、政令で定めるところにより、第九十九条に規定する長期給付及び福祉事業の費用に充てるべき國又は職員团体の負担金に相当する金額を、当該事業年度末において、連合会に払い込まなければならぬ。

(審査の請求)

第七章 審査の請求

第二百三条 組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に関する不服がある者は、政令で定めるところにより、國家公務員共済組合審査会に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求は、同項に規定する決定又は徴収があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査を請求をすることができなかつたときは、その疎明したときは、この限りでない。

3 審査の請求は、時効の中斷に際しては、裁判上の請求とみなす。
(審査会の設置及び組織)

第四百四条 国家公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)は、組合(連合会加入組合にあつては、連合会)に置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、國を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、各省各の長(連合会に置く審査会については、大蔵大臣)が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行う。

(議事)

第百五条 審査会は、組合員を代表する委員、団を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができる。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
(関係人にに対する通知等)

第百六条 審査会は、審査の請求を受理したときは、当該審査の請求に係る組合及びその他の利害関係人にこれを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査会に対し、当該通知に係る審査の事件について意見を述べることができることとする。
(審査のための報告等)

第百七条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人から報告若しくは意見を徴し、又はこれらの者の出頭を求めて審問することができる。
(決定の方式)

第百八条 審査の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付し、会長及び決定に関与した委員がこれに署名押印しなければならない。
2 審査会は、請求人及び第百六条第一項の規定により通知を受けた

組合その他の利害関係人に決定書の副本を送付しなければならない。

(決定の効力)

第一百九条 審査の決定は、請求人に決定書の副本が送付された時に、その効力を生ずる。

2 審査の決定は、第一百六条第一項の規定により通知を受けた組合その他の利害関係人を拘束する。(政令への委任)

第一百十条 審査会の委員及び第一百七条の規定により出頭を求めた關係人の旅費その他の手当の支給その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 国家公務員共済組合審議会

第一百十一条 この法律に基く組合に関する制度及びその行う給付その他の事業の運営に関する重要な事項について、大蔵大臣の諮詢に応じて調査審議するため、大蔵省の附屬機関として、国家公務員共済組合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、組合に関する施策及び組合の運営に関する事項について、大蔵大臣に建議することができる。

3 審議会は、委員九人以内で組織する。

4 委員は、学識経験がある者、關係行政機関の職員及び組合員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(期間計算の特例)

第一百十三条 この法律の規定により

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。会長は、会務を總理する。

7 会長は、会員が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

8 委員は、非常勤とする。

9 前各号に定めるものほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(時効)

第一百十二条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

第三章 痘養

第一百十五条 年金である給付を受けた権利を決定する場合において、その給付の額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるのはか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

(大蔵大臣の権限)

第一百十六条 組合の業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2 組合は、大蔵省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、毎年少なくとも一回、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

4 大蔵大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対し、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(船員組合員の期間計算等の特例)

第一百十九条 船員保険の被保険者(以下「船員」という。)である組合員(以下「船員組合員」という。)の船員組合員としての資格の喪失及び期間の計算については、船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の定めるところによる。

(船員組合員の療養の特例)

第一百二十条 船員組合員又はその被扶養者が病氣にかかり、又は負傷した場合における療養に關しては、第五十四条から第五十九条までの規定にかかわらず、船員保險法第二十八条から第二十九条ノ三まで、第三十一条及び第三十二条の規定の例による。

2 前項の場合において、船員保險法第二十九条ノ三の規定の例により國が交付し、又は負担すべき金額の支払の事務は、組合が行うものとする。

(船員組合員の療養以外の給付の特例)

第一百二十二条 船員組合員又は船員組合員であつた組合員が退職し、又は死亡した場合における退職給付又は遺族給付は、次に掲げるもののうちその者が選択するいずれか一の給付とする。

1 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付は、組合員でない船員であつた期間がある場合

生省令で定めるところにより、この法律に定める医療に關する事項の他この法律の規定による給付に關する事項について、厚生大臣に報告しなければならない。

(医療に關する事項等の報告)

第一百八十八条 組合は、大蔵省令・厚

といら。)が成立した場合には、その組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、連合会組合が成立した日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、連合会組合が承継する。

(組合職員等の健康保険法の被保険者であつた期間に係る給付の取扱)

第十七条 組合職員又は連合会役職員で、施行日(連合会役職員については、連合会組合の成立の日)において第百二十五条第一項又は第一百二十六条第二項の規定により組合員となつたものに対する短期給付に関する規定の適用については、その者は、その組合員となつた日前の健康保険の被保険者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その者は、その組合員となつた日に現に健康保険法による保険給付を受けている場合には、当該保険給付は、この法律に基いて当該保険給付に相当する給付として受けいたるものとみなし、その者が組合員となつた組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

(組合職員等の厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱)

第十八条 前条に規定する者でその組合員となつた際現に厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者であつたもののその被保険者であつた期間は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなす。

2 前項に規定する者の同項の規定により組合員期間とみなされた期間は、その組合員となつた日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第十九条 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、前条に規定する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日(連合会役職員に係る部分については、連合会組合の成立の日)から一年以内に厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。

(地方職員の取扱)

第二十条 常時勤務に服することを要する地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のもを除く。)で次に掲げるもの(以下「地方職員」といら。)は、当分の間、職員とみなししてこの法律の規定を適用する。この場合においては、地方職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

三 公立学校職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の所属職員、公立学校共済組合の設けられた共済組合とし、当該共済組合は、組合とみなし、附則第三条第一項の規定の例により、定により公立学校職員を単位として設けられた共済組合とし、当該組合として、同一性をもつて存続するものとする。この場合においては、附則第三条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 地方職員についてこの法律を適用する場合には、第十二条中「各省各庁の長」とあるのは「各省各庁の長又は地方公共団体の長若しくは都道府県教育委員会」と、「国」とあるのは「国又は地方公共団体」と、又は「地方公共団体」の下に「市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五条)第一条若しくは第二条又は公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)」は、当分の間、職員とみなししてこの法律の規定を適用する。この場合においては、地方職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

4 公立学校共済組合についてこの法律を適用する場合には、第八条中「林野長官」とあるのは「林野長官と、公共学校共済組合にあっては文部大臣」とする。

5 地方職員のうち、恩給法第十九条に規定する公務員とみなされる者並びに地方公共団体の退職年金及び退職一時金に關する条例の適用を受ける者には、長期給付に関する規定は、適用しない。

6 第一項各号に掲げる組合の当該各号に掲げる職員に係る第十九条第二項の規定に基づく責任準備金の運用については、当該組合に係る各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定めるところによるものとする。

(登録税法の一部改正)

第二十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「私立学校振興会の下に、國家公務員共済組合連合会」を、「私立学校振興会法」の下に、「国家公務員共済組合法」を加え、同条第十八号中「私立学校振興会」の下に、「国家公務員共済組合、同連合会」を加え、同条第十二号の次に次の一号を加える。

二十二ノ一 国家公務員共済組合又ハ同連合会が國家公務員共済組合法第九十八条ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

第二十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ八 国家公務員共済組合又ハ同連合会ノ國家公務員共済組合法ニ基ク給付、同法第九十八条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ關スル証書、帳簿

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第二十三条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「市町村職員給合法(昭和三十三年法律第号)」を「国家公務員共済組合法(昭和十九年法律第十号)」を「国家公務員共済組合法」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十四条 所得税法の一部を次のように改正する。

第八条第六号中「第六十一条」を「第六十一条」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二十五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第六号)の下に、「国家公務員共済組合法」を加え、同条第十八号中「私立学校振興会」の下に、「国家公務員共済組合、同連合会」を加え、同条第十二号の次に次の一号を加える。

八条ノ一を「第八条」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二十六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第八条第二十一号中「共済組合」を「其他の福利厚生に関する施設を管理」を「共済組合に

第十七条第一項の表中財政制度
審議会の項の次に次のように加え
る。

第二十六条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

			第二条第一項第四号
			組合員
		前項の場合は、前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又は	
		その保険医	その学校法人等又は保険医
	第五十三条第一項	大蔵省令	文部省令
	第五十四条第一項	公務	職務
	第六十五条第一項	組合	
	第六十八条第五号	あつては、組合を含む	
	第五十五条第一項第一号	運営規則	業務方法書
第五十九条第一項	第五十五条第二項	これらの給付(他の法律に基づく共済組合の給付でこれらとの給付に相当するものを含む)	これらの給付
第五十九条第二項	被保険者を含む。	被保険者をいう。	

による共済組合」を「共済組合法」によ
る共済組合」に、「第四十条」を「第
七十七条第一項及び第七十八条

の規定の適用について、同項では「その二十五分の一」に相当する金額とあるのは、「これに政令で定める割合を乗じて得た金額」とする。

第二十一条中「り災給付」を「災害給付」に改める。
第二十五条及び第二十五条の二を
次のように改める。
(国家公務員共済組合法の準用)

(防衛厅職員給与法の一部改正)
第二十七条 防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一号)」に改め
第二十九条第一項を次のように改める。
自衛官又は学生に対する国家公務員共済組合法第四十二条第一項
第二十八条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

付
第二十一条中「り災給付」を「災害給付」に改める。
第二十五条及び第二十五条の二を
次のように改める。
(国家公務員共済組合法の準用)
第二十五条 この節に規定するもの
のほか、保健給付、災害給付及び
休業給付については、国家公務員
共済組合法(昭和三十三年法律
第一号)第二条(第一項第一号、
第五号及び第六号を除く)、第四
十三条から第七十一条まで、第九
十四条第一項及び第三項並びに第
九十五条の規定を準用する。この
場合において、左表上欄に掲げる
同法の規定の中で同表中欄に掲げ
るものは、それぞれ同表下欄のよ
うに読み替えるものとする。

一 國民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第
四号

二 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十二条第二項

別表第一

第三十九条第一項	俸給	平均標準給与の月額
第四十一条第一項		
第四十二条第一項		
第四十五条第一項		
第五十二条第三項		
第五十三条第二項		
第五十四条第一項		
第五十五条第一項		
第五十六条第一項		
第五十七条第一項		
第五十八条第一項		
第五十九条		

第三十六条规定「給付」を「組合員の資権若しくは給付」に改め、「異議のある者は」の下に「、その決

定若しくは徵収の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日から六十日以内に」を加える。
第三十八条规定「給付」を次のように改める。

(国家公務員共済組合法の準用)

第三十九条前二条に規定するものほか、審査会については、国家公務員共済組合法第八十三条

第三項、第一百四条第六項及び第七項並びに第一百五条から第百十一条までの規定を準用する。この場合において、同法第一百五条第一項中「国を代表する委員」とあるのは、「学校法人等を代表する委員」と読み替えるものとする。

第四十六条第一項中「第三十一条第一項第三号」を「第五十五条第三項」に改める。

別表第二

組合員期間	日数	月数
三年以上	四年未満	七〇日
四年以上	五年未満	九五日
五年以上	六年未満	一二〇日
六年以上	七年未満	一四五日
七年以上	八年未満	一七〇日
八年以上	九年未満	一九五日
九年以上	一〇年未満	二二〇日
一二年以上	一三年未満	二四五日
一年以上	一二年未満	二七〇日
一二年以上	一四年未満	二九五日
一年以上	一四年未満	三二〇日

(その他の法律の一部改正)

第二十九条次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)」を

「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一号)」に改める。

一 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二

年法律第三十八号)第二条第二号ト

二 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十七条第一項

三 国家公務員等退職手当暫定措置法第一条第二項

四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第十一條第一項第三号

五 厚生年金保険及び船員保険交渉法第二条第一項第二号

六 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第三十六条第一項

七 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第一項第一号

八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第一号)第六条第三号

九 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の十四第一項

三 日雇労働者健康保険法第十八条第一項

3 次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国家公務員共済組合法」に改める。

別表第三

度の廢疾	廢疾の状態	支給率	保障額
(1) 公務上の廢疾	(2) 公務外の廢疾		
一四年以上	一五年未満	三五〇日	
一五年以上	一六年未満	三八〇日	
一六年以上	一七年未満	四一〇日	
一七年以上	一八年未満	四四五日	
一八年以上	一九年未満	四八〇日	
一九年以上	二〇年未満	五一五日	

級

一〇一二三	一〇一二三	一〇一二三	一〇一二三
一四一四一四	一四一四一四	一四一四一四	一四一四一四
一五二五二五	一五二五二五	一五二五二五	一五二五二五
一六三六三六	一六三六三六	一六三六三六	一六三六三六
一七四七四七	一七四七四七	一七四七四七	一七四七四七
一八五八五八	一八五八五八	一八五八五八	一八五八五八
一九六九六九	一九六九六九	一九六九六九	一九六九六九
二〇七〇七〇	二〇七〇七〇	二〇七〇七〇	二〇七〇七〇

備考

一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二 指を失つたものは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。

三 指の用を喪したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいふ。

四 足ゆびを失つたものは、その全部を失つたものをいふ。

五 足ゆびの用を喪したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他ゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節(第一趾にあつては足趾関節)に著しい運動障害を残すものをいふ。

六 この表の一級の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廢疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基いて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

七 この表の二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廢疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基いて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表第四

番号	麻痺の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したものの又は両眼の視野が一〇度以内の
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの

備考 別表第三の備考一から五までに同じ。

理由	国家公務員共済組合の制度に関する改正	附則第二十九条第一項第六号を削除する改正	同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を附則第三十条とし、附則第二十八条の次に第一条を加える。(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)	第二十九条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改訂する。第三十一条の次に次の二条を加える。	第三十一条の二 組合は、運営規
一	各号に掲げる給付にあわせて、これに準する短期給付を行うことができる。	第三十六条第一項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」の一部を改正する法律	(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改訂する。	12 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和三十三年法律第十三年法律第号)第七十二条	右
二	各号に掲げる給付にあわせて、これに準する短期給付を行うことができる。	第三十六条第一項の規定の適用について、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とがかかる。	附則第十二項以下を二項ずつ繰り下げる、附則第十一項の次に次の二項を加える。	12 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和三十三年法律第十三年法律第号)第七十二条	国会に提出する。
三	各号に掲げる給付にあわせて、これに準する短期給付を行うことができる。	第三十三条第一項の規定の適用について、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とがかかる。	二十二年以後の期間については、一年につき百分の百二十。	12 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和三十三年法律第十三年法律第号)第七十二条	第三十一条の二 組合は、運営規
四	各号に掲げる給付にあわせて、これに準する短期給付を行うことができる。	第三十三条第一項の規定の適用について、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とがかかる。	二十二年以後の期間については、一年につき百分の百二十。	12 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和三十三年法律第十三年法律第号)第七十二条	第三十一条の二 組合は、運営規

一耳の聴力が、耳鏡に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの

咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの

脊柱の機能に障害を残すもの

上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの

下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの

下肢を三センチメートル以上短縮したもの

長管状骨に著しい転位変形を残すもの

上肢の二指以上を失つたもの

上肢のひときわ指を失つたもの

上肢の三指以上の用を喪したものの

ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を喪したものの

上肢のおや指の用を喪したもの

下肢のひときわ指を失つたもの

下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの

下肢の五趾の用を喪したものの

前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えること

を必要とする程度の障害を残すもの

昭和二十三年四月四日 衆議院会議録第一十五号(その二)

明治三十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(印上良質紙一二十門)
大日本洋行

發行所

東京都新宿区市谷本町五
大藏省印刷局
電話九段第三一三九
支課